

総務市民常任委員会会議録

[令和7年9月定例会]

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和7年9月5日（金）

会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ペ ー ジ
9:00	認 第 2 定 号	令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	国保年金課	4
	議 第 53 案 号	令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	国保年金課	16
	認 第 6 定 号	令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	国保年金課	19
	議 第 56 案 号	令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	国保年金課	25
	議 第 50 案 号	筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	国保年金課	26
	議 第 48 案 号	筑紫野市印鑑条例及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画政策課	29
	議 第 49 案 号	筑紫野市職員の育児休業等に関する条例及び筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事課	33
	認 第 3 定 号	令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	人権政策・男女共同参画課	36
	認 第 8 定 号	令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	管財課	42
	認 第 9 定 号	令和6年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	管財課	45
	認 第 10 定 号	令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	管財課	50
	所管事務調査	市役所前ふれあい広場の活用について	管財課	55
	所管事務報告	令和7年7月20日執行 参議院議員通常選挙の投票結果について	選挙管理委員会事務局	60
	所管事務調査	令和6年度の災害対策用備品及び備蓄品の配備・入れ替え実績について	危機管理課	64
	所管事務調査	ちくしのシティプランディング事業について	企画政策課	73
	所管事務調査	人口減少を見据えた市政の課題について	企画政策課	77

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和7年9月5日（金） 会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ペ ー ジ
	所管事務調査	高校生医療費について	国保年金課	81
	所管事務調査	本市在住の外国人に向けた取組について	コミュニティ推進課	87
	所管事務報告	二日市コミュニティ分割に伴う活動拠点の整備について	コミュニティ推進課	92
	—	行政視察の実施について	—	95

令和7年第5回（9月）筑紫野市議会定例会 総務市民常任委員会

○日 時

令和7年9月5日（金）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出 席 委 員 (7名)

委 員 長	前 田 優 宏	副 委 員 長	吉 村 陽 一
委 員	横 尾 秋 洋	委 員	西 村 和 子
委 員	山 本 加 奈 子	委 員	城 健 二
委 員	佐 々 木 忠 孝		

○欠 席 委 員 (0名)

○議 長 (1名)

原 口 政 信

○傍 聴 議 員 (10名)

議 員	辻 本 美 惠 子	議 員	上 村 和 男
議 員	白 石 卓 也	議 員	八 尋 一 男
議 員	古 賀 新 悟	議 員	坂 口 勝 彦
議 員	檜 木 孝 一	議 員	段 下 季 一 郎
議 員	赤 司 祥 一	議 員	春 口 茜

○出 席 説 明 員 (21名)

企画政策部長	宗 貞 繁 昭	企画政策課長	中 尾 泰 明
情報管理担当係長	花 田 聰	企画政策担当係長	鶴 澤 宏
人事課長	永 田 貴 也	人事担当係長	佐 藤 武 朗
総務部長	嵯 峨 栄 二	危機管理課長	川 口 隆
危機管理担当係長	永 田 新 太 郎	管 財 課 長	永 利 啓 次
管財担当係長	橋 本 泰 晴	人権政策・男女共同参画課長	谷 典 士
人権・同和政策担当係長	田 川 誠	市民生活部長	杉 村 真 子
コミュニティ推進課長	吉 田 浩 隆	コミュニティ推進担当係長	梅 本 裕 貴

国保年金課長 山 田 和 成
医療年金担当係長 藤 本 光 信
選挙担当係長 市 川 勝 也

国保担当係長 宮 下 無 双
選挙管理委員会事務局長 前 田 英 徳

○出席事務局職員（3名）

局 長 荒 金 達
主 査 森 敬
課 長 高 木 美智子

開会 午前9時00分

○委員長（前田倫宏君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、総務市民常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に7名の議員が傍聴に出席しておりますので御報告しておきます。

では、会議に入ります前に、念のため申し上げておきますが、会議中発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

今回も議会だより原稿作成のための会議録を音声文字起こしソフトにより対応することにしておりますので、必ずマイクを使用した発言に心がけていただきたいと思います。また、携帯電話等をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードで対応をお願いいたします。

なお、本日の委員会閉会後、協議事項として、議会だよりに掲載する案件についてほか2件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めさせていただきます。

それでは、議題に入ります前に、杉村部長がお見えですので、御挨拶をいただき、出席職員の御紹介をお願いいたします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、おはようございます。市民生活部、杉村です。昨日の連合審査はありがとうございました。本日も地元建設検討委員会が開催されますので、所管として引き続き地域の御意見をしっかりと伺ってまいる所存でございます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日、市民生活部所管で本委員会に提案いたしますのは、説明順に国保年金課所管の認定第2号、議案第53号、認定第6号、議案第56号、議案第50号の5件でございます。午後から所管事務調査2件、報告1件の説明をさせていただきます。

それでは、国保年金課の職員が自己紹介をさせていただきます。

○国保年金課長（山田和成君） おはようございます。国保年金課長の山田です。よろしくお願いします。

- 国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長、宮下です。よろしくお願ひします。
- 医療年金担当係長（藤本光信君） おはようございます。医療年金担当係長をしております藤本と申します。よろしくお願ひいたします。
- 市民生活部長（杉村真子君） どうぞよろしくお願ひいたします。
- 委員長（前田倫宏君） それでは、認定第2号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願ひいたします。

山田課長。

- 国保年金課長（山田和成君） それでは、認定第2号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

お手元のタブレットに掲載しております、1、国保年金、認定第2号という資料をお開きください。大丈夫ですか。

それでは、説明を始めさせていただきます。

こちらの資料の一つめくっていただきました2ページですね、この左側に国民健康保険事業特別会計の仕組みを図で示しております。

本市の国民健康保険事業特別会計の主な収入は、まず、県からの支出金、次に、被保険者が本市へ納めた保険税、そして、本市一般会計からの繰入金、最後に、前年度からの繰越金というふうになっております。

一方で、主な支出は県への事業納付金、そして、医療機関への保険給付費となっております。被保険者が医療機関で受診されますと、窓口負担として医療費の2割から3割を負担されますが、残りは本市の国民健康保険事業特別会計が、医療機関へ保険給付費を支払います。

このように、国民健康保険事業は、県と市が資金面で密接に連携しながら運営されております。

続きまして、同じページの右のページ、3ページを御覧ください。

こちらに令和6年度の事業内容と決算状況の概要をまとめしております。こちらの内容につきましては、次ページ以降で個別に説明いたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次ページの4ページ、5ページを御覧ください。

こちらは歳入の項目別内訳となっております。主な内訳につきまして、前年度決算額か

らの増減額やその理由などについて説明いたします。

まず、1款の国民健康保険税ですが、こちらは310万円減の19億3,062万9,454円となっています。これは、被保険者の高年齢化によりまして、後期高齢者医療制度への移行が進み、国民健康保険の被保険者が減ったことによるものです。

次に、3款の県支出金は1億1,551万円減の69億7,929万円となっております。こちらも被保険者の減少に伴いまして、保険給付費が減ったことによるものです。

ここで、県支出金の内訳について説明いたします。

まず、普通交付金ですが、こちらは1億4,834万円減の67億9,501万7,000円となっております。被保険者の減少に伴い、保険給付費や高額療養費が減ったため、これらに充当する交付金が減ったことによるものです。

次に、保険者努力支援交付金は1,585万円増の6,217万7,000円となっております。この交付金は、国民健康保険事業の運営の適正化に向けた取組を国が評価して交付しております。本市の取組は例年どおり行いましたが、国から県への配分金が増えたことで、結果的に増額となっております。

次に、特別調整交付金は1,568万円増の5,836万2,000円となっております。この交付金は、市町村の財政状況や人口規模などを反映して交付されます。令和5年度に支出しましたシステム改修費が補助の対象となりましたことで増額となっております。

次に、県繰入金は443万円減の4,274万2,000円となっております。これは、市町村の医療費適正化の取組を県が評価して補助するものです。本市の取組は例年どおりでしたが、採点基準の見直しが入りまして減額となっております。

最後に、特定健診等負担金ですが、こちらは573万円増の2,099万2,000円となっております。これは、40歳以上を対象に実施します特定健康診査や特定保健指導の経費に対する補助です。国の予算不足で全国一律で減額されておりましたが、1年遅れで追加で交付されたことによりまして増額となっております。

続きまして、5款の繰入金ですが、こちらは1億2,104万円減の7億9,702万6,252円となっております。繰入金は、被保険者の保険税負担の軽減を図りつつ、国民健康保険事業を安定的に運営していくために必要なものとなっております。

ここで、繰入金の内訳について説明いたします。

まず、保険基盤安定繰入金ですが、こちらは1,507万円減の5億7,941万445円となっております。この繰入金は、低所得者層に対します保険税の軽減分に充てられます。軽減世

帶が減ったことで減額となっております。

次に、職員給与費等繰入金ですが、2,646万円減の1億1,250万6,371円となっております。この繰入金は職員人件費や事務費に充てられますが、令和5年度に支出しました事務処理システムの標準化に向けた改修費に対します特別調整交付金が、1年遅れで令和6年度に交付されたため、繰入金を減額しております。

次に、出産育児一時金繰入金は329万円減の1,198万4,000円となっております。こちらは、出産件数が減少したことによるものです。

次に、財政安定化支援事業繰入金は6,892万円減の5,531万円となっております。この繰入金は、被保険者の担税力や高齢化の度合い、病床数などを反映して県が算定しますが、被保険者の減少や国、県での交付基準の見直しが入りまして、減額となっております。

次に、未就学児均等割軽減繰入金ですが、166万円減の532万9,323円となっております。保険税の軽減世帯が減ったことで減額となっております。

続きまして、産前産後保険税軽減繰入金ですが、56万円増の124万2,682円となっております。出産件数は減少しましたが、この繰入金が令和5年度の途中から新設された制度ということもありまして、対象期間が相対的に増えた結果、増額となっております。

最後に、一般会計繰入金ですが、620万円減の3,124万3,431円となっております。資料には記載しておりませんが、内訳といたしましては3点ございます。まず、本市の条例に基づく国民健康保険税の減免に充てるものとして155万3,900円、2点目で、公費負担医療の医療費増加に充てるものとして1,976万5,000円、最後に、保健事業費に充てるものとして992万4,531円、合計で3,124万3,431円の一般会計繰入金となっております。

なお、赤字の補墳を目的としました繰入金はありませんでした。

続きまして、6款の繰越金ですが、841万円減の7,824万9,766円となっております。

同じページの右側のページを御覧ください。

7款の諸収入ですが、1,184万円減の3,142万5,709円となっております。主な内訳ですが、延滞金の一般被保険者延滞金が411万円増の1,314万5,854円、次に、雑入の一般被保険者第三者納付金が1,173万円減の411万3,043円、同じく雑入の一般被保険者返納金が485万円減の1,055万2,810円となっております。このうち一般被保険者返納金は、国民健康保険の資格を喪失した後に誤って保険証を使用した場合に、後日、加入先の健康保険組合や本人様から返納を受けるものです。

最後になります。8款の国庫支出金は468万円増の505万8,000円となっております。こ

れは、システム改修に要しました経費への補助金が増えて増額となっておるものです。

以上の結果、歳入合計額は2億5,525万6,566円減の98億2,255万1,208円となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。次ページの6ページ、7ページを御覧ください。歳入と同様に、主な内訳につきまして前年度決算額と比較しながら説明いたします。

まず、1款の総務費は84万円増の1億6,013万6,561円となっております。内訳といたしましては、賦課徴収費が、郵便料金の値上げ改定によりまして56万円増、収納率向上特別対策事業費が、会計年度任用職員の報酬改定によりまして255万円増となっております。

次に、2款の保険給付費ですが、2億1,936万円減の67億263万793円となっております。被保険者が減ったことで減額となっております。

次に、3款の国民健康保険事業費納付金は1億2,166万円減の26億6,683万615円となっております。こちらも先ほどと同様に、被保険者の減少によるものです。

右のページ、7ページに参ります。

5款の保健事業費は58万円増の6,184万8,991円となっております。特定保健指導の受診者が増えたことで増額となりました。

最後に、8款の諸支出金は3,814万円増の1億665万3,742円となっております。主な内訳といたしましては、国民健康保険から被用者保険などに移行した際に支払う一般被保険者保険税還付金とそれに伴います還付加算金が、いずれも被保険者が減ったことにより減額となっております。

一方で、保険給付費等交付金償還金ですが、こちらは4,026万円増の1億186万7,633万円となっております。新型コロナウイルス感染症が流行して以降、突発的な医療費の増加が度々発生しておりましたが、その中で年間医療費の見通しは困難であるといった理由から、市町村が医療費の支払い不能に陥らないように、あらかじめ保険給付費が多めに交付されてきました。結果として余剰となりました交付金を償還したものです。

以上の結果、歳出合計額は3億145万7,292円減の96億9,810万716円となっております。

続きまして、8ページを御覧ください。

こちら、8ページに歳入と歳出の内訳を円グラフにしております。歳入は金額の多い順に、県支出金、保険税、繰入金と続いております。歳出は、金額の多い順に保険給付費、事業納付金と続いております。

その結果、令和6年度の歳入歳出の差引額は1億2,445万492円となっております。

続きまして、右の9ページを御覧ください。

こちらは、被保険者数や世帯数、被保険者の年齢構成の推移をまとめしております。被保険者数は849名減の1万7,836人となっております。また、世帯数も同様に減少しております。いずれも、被保険者の高年齢化によりまして、後期高齢者医療制度への移行が進んだことによるものです。

次のページ、10ページを御覧ください。

保険給付費の内訳と1人当たり保険給付費の推移をまとめしております。保険給付費の合計額は2億1,936万円減の67億263万793円でしたが、1人当たり保険給付費は5,000円増の37万5,792円となっております。これは、被保険者の平均年齢の高年齢化や高度医療先進医療の普及が要因と推察しております。また、出産件数の減に伴いまして、出産育児諸費が顕著な減となっております。

右の11ページを御覧ください。

こちらには、医療費適正化のための取組状況や特定健診、特定保健指導の実施状況をまとめしております。医療費適正化のための取組といたしましては、まず、診療報酬明細書の点検を実施し、過剰な診察や投薬がないかを日々精査しております。

次に、第三者行為求償業務を強化し、本来は国民健康保険でカバーする必要がない事故やけんかなどに起因したけがなどによります治療費がなかったかを調査しております。

次に、後発医薬品利用促進といたしまして、後発医薬品に切り替えた場合に医療費削減効果が高いと見込まれる被保険者へ、個別に文書によります切替え勧奨通知を行っております。

次に、はり・きゅう費を助成することで、被保険者の健康維持、増進を図っております。

最後に、健康づくりポイント事業といたしまして、歩数に応じたポイントを付与する取組を実施しまして、市民が自ら日常的に健康づくりに取り組めるための動機づけを行っております。

次に、ページの下のほうに参ります。

特定健診ですが、対象者への受診勧奨を行ったほか、健診会場を各コミュニティセンターや学校などへも拡充いたしまして、僅かではありますが受診率が向上しております。

次ページの12ページを御覧ください。

こちらには、保険税の収納率や不納欠損額等の推移をまとめております。保険税は、被保険者の減少によりまして、調定額、収納額ともに減額となっております。収納率は現年

度分、滞納繰越分とともに伸び悩んでおりますが、市収納課と連携しながら文書や電話による催促、督促を行いつつ、ファイナンシャルプランナーによります納税相談の機会を設けるなどし、引き続き収納率の向上に努めております。

なお、経済的な理由で納付が困難な状況にあります被保険者に対しましては、市保護課を中心として生活困窮者自立支援を実施したほか、常駐する相談員によります自立支援相談や家計改善の支援、就労準備支援を行っております。

一方で、支払い能力があるにもかかわらず納付に応じない被保険者に対しましては、財産の調査を経て、差押えなどの滞納処分を実施しております。さらに、財産を調査した結果、支払い能力がないと判断された場合は不納欠損処理を行っております。不納欠損額は4,511万円減の1,580万651円となっております。

右の13ページを御覧ください。

こちらには、保険税の軽減措置や減免の実施状況をまとめしております。被保険者や世帯数の減少に加えまして、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い実施されておりました特例措置が終了したことから、軽減や減免を行った件数が減少しております。

最後に、14ページを御覧ください。

こちらの資料は、今回から追加で掲載をさせていただいております。

こちらには、マイナ保険証の登録率や利用率をまとめております。令和7年3月における本市国民健康保険被保険者のマイナ保険証登録率は67.7%に達しております。また、利用率は37%を超えておりまして、全国平均を上回っております。

なお、ページの下のほうの推移のグラフですが、令和6年12月に利用率が一時的に伸びております。これは、テレビや新聞等で保険証廃止に関する報道がなされたことが一定影響したものと推察しております。

以上で、認定第2号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わらせていただきます。委員の皆様方におかれましては、よろしく御審議賜りまして、認定賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありますか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　御説明ありがとうございます。

4ページの一般会計の繰入金のところで、赤字補填ではないということで、子ども医療

等に係る法定外の繰入れなのかなと思うんですが、これが、すみません、聞き逃していたら申し訳ないんですが、620万ほど減額になっている理由をお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 令和6年度の国保特別会計全体が、主に被保険者の減少により全体で2億円程度減少しております、ほぼ全ての科目が同じ割合で減っています。ですので、この一般会計繰入金についても、被保険者の減少を主な理由として全体的に縮小している状況です。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。そしたら、これはやっぱり子ども医療費等に係るものというふうに思っていていいんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 一般会計繰入金の内訳は三つありますので、改めて申し上げますと、まず1番目が、本市の条例に基づく国民健康保険税減免に充てるものとして155万3,900円、2番目が、委員御質問の公費医療を実施していることにより医療費が増加している、この分を一般会計で補填するものとして1,976万5,000円、3番目が、健康推進課を中心に実施しております保健事業に充てるものとして992万4,531円、以上3点の合計となります。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。マイクをお願いします。

○委員（西村和子君） 値上げがされたと思うんですけど、県からの支出が増えたので、最初考えているよりぐっと減ったと。基準額で幾ら、この年は値上がりしたか、ちょっと再確認したいんですけど。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 市が県へ払う納付金の総額がどのように変わったかという御質問でしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 個人が納付する基準額がどれくらい上がったか。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 令和5年度の国保税と令和6年度国保税、どれだけ上

がったかということですよね。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時27分

再開 午前9時28分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 申し訳ありません。令和6年度の国保税の増加について、申し訳ありません、手元資料が今、7年度分しか持ち合わせておりませんで、後ほど御報告をさせていただくという形でもよろしいでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） 保険税の不納欠損額、ページは12ページですか、ちょっとページ数を書いてないから分からんんだけど、ここで令和6年度は極端に下がっているじゃないですか。令和5年が6,900万ですかね。そして、令和6年が1,500万という形。これ、何か極端に下がっている、いいことなんだけど、何か理由があるのかなということでちょっとお聞きします。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 収納課におきまして、財産調査の基準をもう一回見直して厳密に調査した結果、判断保留にした件数が6年度においては多かったということでした。その方々は不納欠損をすべきなのか、引き続き調査を継続中ということですので、7年度においてはもしかしたらまた増えるかもしれません。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 10ページの1人当たりの保険給付費のグラフの件ですけれども、御説明ありましたように、年々被保険者数は後期高齢者に回るということで減少していると。そして、令和4年を境に、保険給付費のほうは1人当たり上昇して37万円とありますけど、今後の見通しですね。これは今後も減少し、かつ1人当たりの給付費は上がっていくのか、それとあと、1人当たりの保険給付費が年々増加している理由というのをどのよ

うにお考えでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 確固たる根拠はちょっと持ち合わせておりませんけども、全体の保険給付費は後期高齢者医療制度に移行が進んでいって下がっていく一方で、1人当たり医療費は、やはり高度医療とか先進医療を活用される方が増えていく中で増えていくんじゃないかなと。

あとは、国民健康保険の被保険者全体の中での年齢構成ですね。割と保険者の年齢幅の中で、高年齢の方が増えていくような、比重が増すような傾向がありますので、やはり1人当たりの保険給付費としては、今後も若干ですけども伸び続けていくんじやなかろうかと推察しております。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 国保の制度が、平成30年に制度が多分変わったと思うから、あれから6年たってきて、これは後期高齢者まで含めて合算しないと制度がどう変わってどう改善されていったかというのは分からぬと思いますけども、国保だけで見るとやっぱり加入者がずっと減ってきたので、ちょっとだんだんなってきて、以前は赤字の補填のルール分と、それから、特別会計から赤字補填分としましたけど、6年たって大体どういうふうに国保の制度はどう評価したらいいのか。ちょっとその辺を教えてくれませんか。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 委員おっしゃいました平成30年度からの制度変更といいますのは、それまで国保の保険者は市町村が単独でやっておりましたが、県を含めて共同してやっていくということで始まりました。

ですので、本日の資料で言いますと2ページの表なんですが、筑紫野市の国保特別会計と福岡県の国保特別会計の資金のやり取りをしながら運営していっているという状態に平成30年度からなっておりまして、最終的な目標としては、国保の保険税は県単位で統一すると。できれば財政運営的にも県で一体化していくということを目指したものです。

その必要性の原因としましては、後期高齢者医療に被保険者がどんどん移動していけば、それぞれの市町村国保の加入者は減っていく一方で、被保険者が減っていけば保険者としての機能が低下していく。加入者が多ければ多いほど保険として安定していきますので、今、国保は、そういう面で言いますと被保険者が減っていく一方ですから、保険者としての機能は弱まっていく。これに対応するものとして、県で統一していくことで加入者の規

模を増やしていく、母数を増やしていくという方向で進んでおります。

現在、福岡県では、第2期の国保運営方針、これは令和6年度から令和11年度までの分を策定しておりますけど、これに基づいて保険料の統一化を段階的に進めていくということをやっておりまして、本市におきましては、来年度、令和8年度の保険税の決定からこの影響を受け始め、福岡県の平均値に合わせて筑紫野市の国保税も少しずつ引き上げていくということになるかと思います。

こういったことで、平成30年度に始まりました改革というのは、最終的な目標、福岡県全体での保険税統一に向けてようやく動き出したところということになります。筑紫野市から見ますと、保険税が上がっていくということで悪影響と言えるかもしれません、より加入者の少ない山間部の村などからすると、委員がおっしゃるような後期高齢に移動していくことでますます人が減っていくという問題の解決策がようやく動き出したということになるかと考えております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑ある方はいませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、あと2点あります、11ページの特定保健指導の実施状況のところで、令和6年度の積極的支援がゼロになっていて急に下がっている要因をお尋ねしたいのと、あと、特定健診が、少しは上がっているんですけども、ほぼ令和4年度から横ばいなんですが、目標達成に向けて令和7年度から民間委託を事業実績があるところとしているようなことをちょっと伺ったので、その内容をお尋ねしたい。

もう1個、最後にごめんなさい。マイナ保険証の分なんですが、来月からマイナ救急とかが始まると思うんですけども、消防本部のほうからはその周知とかがフェイスブックとかでもあってたんですが、市民の方にそういうマイナ救急の周知とかもされているのかお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） まず、特定保健指導の実施状況のうち、積極的支援の件数ゼロ件についてですが、この理由については一旦健康推進課に問い合わせますので、後ほど御報告させてください。

それから、この指導については、福岡県国保連合会と共同してやっております。この状況は6年度も以前と変わりません。もしかしたら、委員がおっしゃっているのは、保健指

導の未受診者に対する勧奨のはがきを今まで市職員で作って送っておりましたが、これは令和7年度、今年度から国保連合会が紹介する民間企業に委託して実施することとしておりまして、今年度から始まったばかりですので、これにより受診率の向上が見込まれることを期待しております。

3点目のマイナ救急ですが、これに関しては、筑紫野市としてはいまだ周知は手がけておりません。今後の課題とさせていただきたいと思います。

○委員長（前田倫宏君）　横尾委員。

○委員（横尾秋洋君）　よく病院にかかるときに、昔は保険証を持っていきよったけど、今はマイナカードでやってくると、病院が変わっても、どこどこの病院はこの薬が出ていますとびしっと出てくるものだから、非常にジェネリックの医薬品が普及してきたのかなと。

前は、ジェネリックは、どうしても病院とか医院にとってみると価格が下がるから利益幅が少ないから、できるだけ聞いてなかったんやけど、今はマイナカードが出てきたから、どこどこの病院でどういう薬を出しているのが全部出てくるから、ジェネリックが非常に普及してきたなという感じはするんですけど、実態としてどうですかね。

○委員長（前田倫宏君）　宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君）　従来は、いわゆるお薬手帳というものを持ち歩かれて、紙媒体でどんな薬を飲んでいるか確認していましたが、マイナ保険証になりましたので、薬の履歴、病歴なども全部確認できるようになっております。そうしますと、この患者さんはジェネリック医薬品を既に使っているということも分かるので、新たな病院においてもジェネリック医薬品を勧めやすいという状況はあると思いますし、現実にジェネリック医薬品の普及率は毎年上がっております。

資料で言いますと、発信をいたします、10ページですね。

10ページ、医療費適正化のための取組の下から3段目が後発医薬品利用促進普及率ということで、これは厚生労働省が毎年まとめておる数値の筑紫野市の分ですが、令和6年度は85.1%ということで、前年度が82.7%ですからかなり上がっていると考えております。今後も上がり続けるのではないかと思っております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君）　ほかに質疑ある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 先ほど横尾委員が質問されたことに関連するんですけれど、最終的に、今、県全体として動き始めたばかりですよという説明でしたが、その取組が何年度が目標になっているのか再確認したいのと、その後、人口減はずっと続していくと思うので、県で統一しても県 자체も縮小していくと思うんですよね。そこら辺は、県はどんなふうに見通して対応をしていくこうとしているのかが分かれば教えてください。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 今、県単位で、後期高齢者医療広域連合のように、県内の各市町村の国保を統一していこうかという動きはもう始まっていますけども、最終的な目標年次につきましては、令和17年、18年辺りを目標にしているということは言われております。

それに向けて今、県内の周知、各保険者を通じた周知とかが始まってきておりますけど、今の時点でも、保険税の高い低いとか、あと、医療費が物すごくかさんでいる市町村があつたり、一方で頑張っている市町村があつたりとか、いろいろやはり不公平感があるんですよね、統一したら。そういうものの課題の整理を今、一生懸命やっている最中です。

それと、将来的に人口が減になっていったら、市町村から県に統一しても県 자체が減ってくるんじやなかろうかという懸念もありますけども、そちらについては、まだその先の議論というのはまだ聞き及んでおりませんので、その辺はまた今後機会を見つけて、県の担当の方にも、先を見通したときにここはどうなっていくんだろうかということできつとお聞きしたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑ある方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第2号について討論される方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第2号、令和6年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第53号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） それでは、議案第53号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算の第1号について説明いたします。

お手元にありますタブレットに掲載しております補足説明書のほうを御覧いただきたいと思います。

今回の補正の内容ですが、これは先ほど認定をいただきました令和6年度事業決算において生じました歳入歳出差引額を処理するために、歳入歳出予算をそれぞれ1億2,445万円ずつ増額いたしまして、歳入歳出予算の予算総額を98億2,327万2,000円とするものです。

まず、ページ下段の歳入予算の補正の内訳について説明いたします。

6款1項1目の繰越金を1億2,445万円増額するものです。これは、先ほど認定をいただきました決算において生じました歳入歳出差引額を計上するものです。

次に、8款1項2目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を11万2,000円増額するものです。これは、マイナ保険証の普及促進に関するお知らせ文書の印刷費に対する国庫補助、こちらの金額が確定したことによるものです。

なお、この補助金の確定に伴いまして、併せて市が負担する事務費の軽減を図るため、5款1項1目の繰入金を同額の11万2,000円減額いたします。

続いてページの中段、歳出予算の補正の内訳に参ります。

こちらは、7款1項5目の保険給付費等交付金償還金を1億371万7,000円増額するものです。これは、本市から医療機関へ支払います保険給付費の原資として県から交付金が交付されておりますけども、この交付金を精算した結果、もらい過ぎが生じたため、補正をするものです。この交付金につきましては、市町村が確実に保険給付費を医療機関へ支払われるよう、あらかじめ余裕を持って交付されているために、精算に伴う償還が毎年度発生することになります。

次に、8款1項1目の予備費を2,073万3,000円増額するものです。こちらは、歳入増の

結果生じました歳入超過分の収支を調整するために計上するものです。

続きまして、補正予算書の4ページに参ります。補正予算書のほうのページへ今移りますので、御説明いたします。

こちらにあります第2表債務負担行為についての説明です。

こちらは、カミーリヤにあります健康測定室や歩行訓練プールの運営指導業務につきまして、健康推進課、高齢者支援課、そして、本課の3課が共同で業務委託を行っておりますが、3年間の更新時期を迎えまして、新たに令和8年度から10年度にかけての3年間の運営業者をプロポーザル方式にて選定するようにしております。そのため、限度額を2,190万円とする債務負担行為を計上するものです。

以上が、議案第53号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての説明となります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君）　最後に説明いただいたところなんですかけど、カミーリヤの健康測定室と歩行訓練プールの管理、指導云々のところですけど、これってフルタイムで言うと何人ぐらいの方が従事なさっているんでしょうか。

○委員長（前田倫宏君）　山田課長。

○国保年金課長（山田和成君）　正確な数はちょっと押さえておりませんけど、2名ないし3名ぐらい常駐でいらっしゃるような状態でございます。

○委員長（前田倫宏君）　いいですか。

西村委員。

○委員（西村和子君）　そうすると、1人当たりの人事費ってどれぐらいに当たるんですか。

○委員長（前田倫宏君）　宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君）　人事費が少な過ぎるのではないかという御指摘だと思います。

これは3課合同でやっておりまして、今挙げておりますのは国民健康保険特別会計、これに加えて一般会計3,341万4,000円、介護保険特別会計3,141万円と、別に債務負担が上がって、全ての合計での契約となりますので、これはごく一部ということになります。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第53号について討論される方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第53号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。10時から再開いたします。

休憩 午前9時50分

再開 午前10時02分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど西村委員のほうから保険税率について質疑がございまして、執行部から資料等をいただいておりますので、説明をお願いいたします。

宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 令和6年度の国保税率の引上げがあったはずだが、どのぐらい引き上がったのかという御質問でした。

お手元の資料の3ページと記されているほうですけども、税率改定の中身、これが詳細の内容ですが、国保税は医療給付分、後期高齢者分、介護保険分、それぞれの3区分にそれぞれ所得割、均等割、平等割という要素を組み合わせて計算するものでして、八つのパラメーターが関わっております。

そして、令和5年度から6年度にかけてはそれぞれが、一部据置きもありますが、ほぼ税率が上がったり下がったり、均等割金額が上がったり下がったりということで複雑に絡

み合っておりますので、これだけ見ても、ここで上がったのか下がったのかすら分かりづらいという内容です。

そこで裏面ですが、これは極端な例かもしませんが世帯例を四つ挙げまして、それぞれの人数、年齢、それから、収入、年収を例示しまして、こういう世帯だと幾ら影響があったのかという例です。一番上が一人世帯で所得ゼロだと年額1,100円増、2番目、二人世帯で世帯の所得が240万円だとプラス400円、3番目は4人世帯で、夫婦と子どもがいるという状態で年間所得400万だと900円の増、最後が高齢者二人世帯——年金で生活するような世帯ですね——が2,400円増と、こういった内容が令和5年度から6年度に向けての改定内容がありました。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） よろしいですかね。

それでは、続きまして、認定第6号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） それでは、認定第6号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。

お手元のタブレットにあります、2、国保年金認定第6号をお開きください。

こちらの2ページに、後期高齢者医療制度の仕組みを図で示しております。本市の後期高齢者医療事業特別会計の主な収入といたしましては、まず、被保険者が納めた保険料、次に、一般会計からの繰入金、そして、前年度からの繰越金で構成されております。

一方、主な支出といたしましては、県広域連合への事業納付金となっております。

被保険者が医療機関で受診されますと、窓口負担として医療費の1割から3割を負担していただきますが、残りは広域連合が直接医療給付費として医療機関へ支払います。この点が、市を経由して保険給付費が支払われます国民健康保険事業と大きく異なっております。

なお、広域連合と本市の役割分担ですが、広域連合は保険料の賦課決定や被保険者の資格の管理、医療給付事務等を行い、本市は保険料の徴収、資格確認証の交付、各種申請や届出の受付などを行っております。

続きまして、右の3ページに、令和6年度の事業内容と決算状況の概要をまとめており

ます。内容につきましては次ページ以降で個別に説明いたしますので、ここでの説明を省略させていただきます。

それでは、4ページ、5ページを御覧ください。

4ページは、歳入の項目別内訳となっております。主な内訳につきまして、前年度決算額からの増減額やその理由などについて説明いたします。

まず、1款の後期高齢者医療保険料は2億1,455万円増の15億5,865万2,850円となっております。後期高齢者医療制度の被保険者が増えたことで、保険料収入も増えております。

次に、3款の繰入金は4,662万円増の15億4,007万8,409円となっております。繰入金は、国民健康保険事業と同様に、被保険者の保険料負担の軽減を図りつつ、後期高齢者医療制度を安定的に運営していくために必要なものとなっております。

ここで、繰入金の内訳について説明いたします。まず、事務費繰入金のうち事務費繰入金は、372万円減の4,316万5,646円となっております。これは、広域連合が行いますレセプト点検をはじめとした事務費の実績に応じて繰り入れておますが、前年度の事務費が想定より安価で済んだことから、繰入金も減額となったものです。

次に、療養給付費繰入金は3,200万円増の11億9,997万3,558円となっております。被保険者の増加に伴いまして、医療費も増加していることが影響しております。

次に、保険基盤安定繰入金は1,834万円増の2億9,693万9,205円となっております。こちらも同様に、被保険者の増加に伴う医療費の増が影響しております。

続きまして、4款の繰越金は726万円増の5,551万9,764円となっております。

次に、5款の諸収入は424万円増の805万7,884円となっております。こちらの主な内訳といたしましては、保険料還付金が120万円減の219万6,300円、後期高齢者医療決算剩余金返還金が538万円増の565万4,674円となっております。このうち、後期高齢者医療決算剩余返還金は、広域連合で事業年度ごとに精算を行い、剩余金が発生した際に市へ返還されるものとなっております。

以上の結果、歳入合計額は2億7,269万1,033円増の31億6,242万7,507円となっております。

続いて、右のページの歳出へまいります。

まず、1款の総務費は82万円増の874万9,487円となっております。

次に、2款の後期高齢者医療広域連合納付金は2億6,305万円増の30億8,585万8,446円となっております。主な内訳といたしましては、まず、保険料等負担金が2億3,021万円

増の18億4,581万4,055円、次に、事務費負担金が84万円増の4,007万833円、次に、療養給付費負担金が3,200万円増の11億9,997万3,558円となっております。いずれも被保険者数の増加により事務費や医療費が増加したことに伴いまして、結果として増額となっております。

次に、3款の諸支出金ですが、こちらは131万円減の216万6,450円となっております。保険料は、主に特別徴収として年金から天引きで徴収されますが、被保険者が死亡したり転出したことに伴い発生した保険料の還付分を計上しております。

次に、4款の予備費ですが、こちらの執行はありませんでした。

以上の結果、歳出合計額は2億6,255万7,673円増の30億9,677万4,383円となっております。

続きまして、次ページの6ページを御覧ください。

歳入と歳出の内訳を円グラフにしております。

まず、歳入ですが、金額の多い順に保険料、繰入金、繰越金と続いております。次に、歳出ですが、歳出はそのほとんどが広域連合納付金となっております。その結果、令和6年度の歳入歳出差引額は6,565万3,124円となっております。

続いて、右の7ページを御覧ください。

後期高齢者医療制度における医療費全体の負担割合をグラフで示しております。

医療費は、窓口負担額と医療給付費で構成されておりまして、そのうち窓口負担額は、被保険者が医療機関を受診した際に医療費の1割から3割を負担するものです。その残りの医療給付費は、その10分の4を現役世代が納めた後期高齢者支援金で、12分の4を国が、12分の1を県と市がそれぞれ、残りの10分の1を被保険者が納めた保険料で構成する形となっております。現役世代は、自己自身の保険料に加えまして後期高齢者の保険料を支援する構造となっております。

続いて、8ページを御覧ください。

被保険者数や総医療費と1人当たり医療費の推移をまとめしております。

まず、被保険者数ですが、こちらは702人増の1万4,671人となっております。次に、総医療費は3億1,279万円増の160億1,244万1,095円となっております。これらの結果、1人当たり医療費は3万2,000円減の109万1,434円となっております。

なお、ページの下部に健康診査の実施状況を掲載しております。受診率は、国民健康保険事業と比べますと低調ではありますが、若干上昇傾向となっております。

右の9ページを御覧ください。

保険料の収納率や不納欠損額等の推移をまとめております。

保険料は、被保険者の増加により、調定額、収納額ともに増額となっております。

収納率は、合計収納率が99%に達しており、引き続き高い水準が保たれております。

なお、国民健康保険事業と同様に、滞納者の財産を調査し、支払い能力がないと判断した場合は不納欠損処理を行っておりまして、その額は102万5,000円増の301万7,010円となっております。

続きまして、10ページを御覧ください。

保険料の軽減措置や減免の実施状況をまとめております。

被保険者数の増加に比例する形で軽減措置の対象者が増えておりますが、一方で、新型コロナウイルス感染症の流行に伴います特例措置が終了したことから、減免件数は減少しております。

最後に、右の11ページを御覧ください。

マイナ保険証の登録率や利用率をまとめております。

令和7年3月における本市後期高齢者医療制度被保険者のマイナ保険証の登録率は、68.01%となっております。また、利用率は30%を超えておりまして、県内の平均値を上回っております。

なお、国民健康保険の被保険者と同様に、令和6年12月に利用率が一時的に伸びております。

以上が、認定第6号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明となります。委員の皆様方におかれましては、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　御説明ありがとうございます。

8ページなんですかでも、1人当たりの医療費が、国保のときは医療費が上がっていた、5,000円ぐらい。でも、今回は後期高齢の分の1人当たりが安くなっているのが、要因とか分かれば教えてください。

○委員長（前田倫宏君）　山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 推察、推測の範囲ではあるんですけども、後期高齢者医療の幅広い世代の方で一番若い方々、例えば75歳、6歳、7歳の方々の比重が比較的増えてきたのかなと。それで結果として1人当たりが減ったのかなとは推察しております。

ですので、例えば5年後、10年後も同じような形であるのか増えていくのかは定かじやありませんけども、結果としてそういうことかなと推察しております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 国保も後期高齢者も一緒なんですけど、決算とすれば黒字決算という形になってきていますが、これは制度的に赤字になるということではなくて、全部こういうふうな黒字決算にできるのかどうか、その辺教えてください。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 過去の実績を見ていましても、赤字になったことがないので、一応収支上は黒字で来ているということになってございます。

○委員（横尾秋洋君） それは、県の市町村全部そういう感じになっているんですかね。赤字の自治体とかいう形は発生しないのか。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 先ほど保険料の収納率のほうでも御説明差し上げましたけども、後期高齢者医療制度の場合は保険料を年金から天引きさせていただく形で徴収しております。結果として99%の保険料収納率がございますので、そういう面からも収支的には黒字になっている。及び、その都度、医療費の負担につきましては、公費の負担、国、県、市のほうもございますので、収支的に赤字になるということはあまり考えられないのかなというふうに感じております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はいませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 今の御説明によると、ほんの1%未満の方が納付されてない方ですよね。その方は、年金がすごく少ないので、ないか。どういう状況で納められない方ということになるんでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 1%の方、収納できてない方につきましては、普通徴収といいまして、年金天引きではなくて納付書払い、もしくは口座引き落としの方になって

きております。そういった方が、どうしても口座残高が足りなくて引けなかつたとか、経済的に難しくて払うものも払えないといった状況で残っている方々になるのかなと。

あと、追加ですけども、もともと国民健康保険にいらっしゃった方が、後期高齢者に切り替わるタイミングで天引きができない時期がどうしても一時的に発生します。そういう方が普通徴収になりまして、そういった方もいらっしゃるようです。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方ありませんか。

吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） ちょっと確認させてもらいたいんですけど、保険料の減免の分で、コロナのときのあれが終わって件数が減っているということなんですが、令和5年はゼロ件で、令和6年2件ということなんですが、もともと大体このぐらいの件数なんですかね、この減免のは。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 今、御指摘ありましたとおり、例年ですと大体6年度ぐらいの件数、数件程度で推移してきているのかなと思います。

この時期は特に国保も含めまして大変な影響がございましたので、少し件数が増えておりましたけど、今後は6年度程度の数字で、たまたま5年度は件数ございませんでしたけども、発生しても数件程度で今後は推移をしていくのかなと考えております。

○委員長（前田倫宏君） 吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） 基本的に生活保護のほうに移行したりということで減免じゃなくなったりということになるのかなと思うんですけど、この減免される方はどういった方になるんですか。

○委員長（前田倫宏君） 藤本係長。

○医療年金担当係長（藤本光信君） 2件の内訳に関してなんですけども、今言われたとおり、一つは生活保護、あと1件の方は収監でした。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑ある方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第6号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

について討論される方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第6号、令和6年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に新たに3名の議員が傍聴に出席しておりますので、御報告させていただきます。

それでは、議案第56号、令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） それでは、議案第56号、令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を始めさせていただきます。

今回の補正内容は、先ほど認定をいただきました令和6年度事業決算において生じました歳入歳出差引額を反映するために、歳入歳出予算それぞれを6,565万3,000円ずつ増額し、歳入歳出予算の予算総額を33億2,737万4,000円とするものです。

まず、ページ下段の歳入予算の補正の内訳について説明いたします。4款1項1目の繰越金を6,565万3,000円増額するものです。これは、先ほど認定をいただきました歳入歳出差引額を計上するものになっております。

続いて、ページ中段の歳出予算の補正の内訳ですが、2款1項1目の広域連合納付金を

6,389万4,000円増額するものです。これは、本市から広域連合へ支払う令和6年度保険料等負担金の精算額が確定したことによるものです。

次に、4款1項1目の予備費を175万9,000円増額するものです。これは、歳入増の結果生じました歳入超過分の收支を調整するために計上するものです。

以上が、議案第56号、令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての説明となります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第56号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第56号、令和7年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第50号、筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

○国保年金課長（山田和成君） それでは、議案第50号、筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

従来、国民健康保険法におきまして、健康保険証の返還に応じない加入世帯主に対し、過料を科すことができるとの規定がありました。しかし、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が進められた過程で、紙の保険証が廃止され、健康保険証の返還を求めることがなくなりました。それに伴いまして国民健康保険法の条文が改正されたため、本市条例

も同様の改正を行うものです。

提案内容補足説明書の30ページを御覧ください。

こちらに新旧対照表を掲載しておりますが、筑紫野市国民健康保険条例第12条の条文の一部を修正する形で改正をさせていただこうと思っております。

以上が、議案第50号、筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　御説明ありがとうございます。

例えば今まで保険証があったんですけども、資格確認書が送られていると思うんですね。例えば今後、資格確認書の返還に関する規定が設けられたりしていくことはあるのかなと思ったんですけど、お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君）　宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君）　資格確認書は、見た目も形もほぼ保険証と同じようなものなので、保険証の返還が廃止されたとしても、資格確認書の返還が同じように法律で整備されるのじゃないかとお思いでしょうが、実際は全くそういうことはありませんで、資格確認書については、これは保険証ではないというのが厚労省の見解でして、ですので、返還のこういった罰則規定は新たに設けられることは今のところありませんし、これからもないようです。

○委員長（前田倫宏君）　ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君）　そうすると、今の続きですけど、返還しなくてよくなれば、窓口で混乱とか何とかということは考えられないんでしょうか。

○委員長（前田倫宏君）　宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君）　おっしゃるとおり、医療機関窓口では混乱が生じると思います。ですが、今、マイナンバー保険証が整備されるにせんたって、オンライン資格確認といいまして、コンピューター上でその人の資格が確認できる制度は既に整備済みですので、病院としては念のため両方確認しているようです。ですので、病院からの問合せで、オンライン資格確認では国保じゃないのに国保の資格確認書を持ってきている人がいると

いうふうな問合せは実際何件がありまして、そういう意味では混乱が生じているのは事実だと思います。

ただ、資格確認書に関しては、あくまでこれは保険証ではない、サブの書類であるという扱いでして、保険証と同様のこういった罰則規定というのはない状態が現状となっております。

○委員長（前田倫宏君） よろしいですか。

西村委員。

○委員（西村和子君） そうすると、窓口で、持ってこられて合わない。それは電話で確認できるからいいけど、何というか、その本体のほうがダウンしてしまった場合ですとか停電のときには、それを通用させてしまうことがあって、後で精算とか何とかが発生する可能性もあるということですか。

○委員長（前田倫宏君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） そもそもマイナンバー保険証という制度そのものがインターネット回線に依存しているものですから、停電などで確認できなければ全く機能しなくなる制度です。

ですので、そのため、紙の保険証もしくは資格情報のお知らせとか、新たに作られた保健証に代わる書類があるわけですが、こういったものをもし電気が通らない状態ではそれを信じるしかない。その場合は、厚労省から病院への通達としては、紙の書類を信じて処理してよろしいと。もしくは、緊急事態においては、患者の言うことを信じて処理してよろしい。その後、問題が起こった場合は、後から精算するということになっております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第50号について討論される方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第50号、筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管の課、入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので御挨拶をいただき、出席職員の御紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） お疲れさまです。企画政策部の宗貞でございます。

本日、企画政策部企画政策課のほうから、議案第48号、筑紫野市印鑑条例及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部の改正について御説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願ひします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

企画政策課課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課情報管理担当係長の花田でございます。

○情報管理担当係長（花田 聰君） 花田でございます。よろしくお願ひします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第48号、筑紫野市印鑑条例及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、説明をさせていただきます。

資料につきましては、提案内容補足説明書を用いて説明をさせていただきたいと考えておりますので、補足説明書の9ページを御覧いただけますでしょうか。

内容でございますが、議案第48号、筑紫野市印鑑条例及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行を令和7年度末までに行うよう、今、求められているところでございます。このシステムの標準化に伴いまして、印鑑登録の廃止に伴う手続が一部変更となることから、廃止の手続について規定をしております条例を改正するものでございます。

また、併せて、標準化したシステムでは、住民登録されていない者を管理するための機能を実装することとなりますが、当該機能を利用する事務は個人番号の独自利用に該当することから、独自利用事務を規定する条例を改正するものでございます。

次のページをお開きいただけますでしょうか。

まず、10ページでございますが、印鑑条例の新旧対照表でございます。右側、旧の部分の一番下、登録廃止の届出に関する手続を定めた第10条の規定を御覧いただきたいと考えております。

印鑑登録廃止の届出でございますが、現在は登録者本人が届出を行うことができない場合、代理人が届出を行うとともに、この代理人による届出の後、市は本人に通知をして、代理人の届出に従い登録を廃止してよいかの回答を得ることとしております。代理人による届出を規定するのが第3条の第2項、そして、登録者本人による回答の手続を規定するのが第4条でございます。

この手続に関して、システム標準化法に基づく新システムでは、代理人による届出の後、本人に通知をして回答を得る、この部分が標準的な事務処理から除外をされ、代理人による届出のみで登録を廃止することとされているものでございます。そのため、本人による回答手続を定めた第4条の準用規定を条例から削除するものでございます。

続きまして、11ページを御覧いただけますでしょうか。

11ページでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、マイナンバーを用いるための番号利用条例の新旧対照表でございます。

左側、新の欄を御覧いただけますでしょうか。個人番号の利用範囲を定める第4条でご

ざいますが、5行目冒頭にございます住登外宛名情報、そして、同条第4項でございます、5行目から6行目に記載をしておりますが、住登外者宛名番号管理機能、これらを追加するというものでございます。この住登外者宛名情報、宛名番号管理機能とは、筑紫野市に住民登録はないが、施策推進のために市が住民情報を管理しなければならない方を登録するためのデータベースのようなものでございます。具体的には、市外にお住まいだが、市内に土地建物を保有されていることから、固定資産税の賦課徴収のために筑紫野市が住民情報を管理する場合、こういう場合が該当するものでございます。

この機能そのものにつきましては、現行システムでも既に用いているものでございますが、システム標準化法の施行に伴いまして、番号利用条例上で定めることが義務づけをされましたので、今回、住登外者宛名情報等を加えるための改正を行いたいというものでございます。

11ページ下側、そして、12ページ、13ページと別表がまたがっておりますけれども、この別表につきましても、いずれもこの住登外者宛名情報等を追加するための改正を行わせていただくというものでございます。

内容は以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

この地方公共団体情報システムの標準化に関する法律で、標準化の対象とされる基幹業務が今のところ20業務あると思うんですけれども、この印鑑の条例を変更することで大体全部終わっているんでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今回のシステム標準化法の施行に伴いまして適合させないといけないものについて、条例は今のところこの印鑑条例だけではなかろうかというふうに捉えているところでございます。

ただ、その他細かなルールなどを定めました規則、要綱等の改正はほかにも必要なものございますので、順次対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ちります。

ただいまから討論を行います。

議案第48号について討論される方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ちります。

これより採決を行います。

議案第48号、筑紫野市印鑑条例及び筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

職員が入れ替わっておりますので、紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策部、続きまして、人事課のほうから議案第49号、筑紫野職員の育児休業等に関する条例及び筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課人事担当係長の佐藤でございます。

○人事担当係長（佐藤武朗君） 佐藤と申します。よろしくお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、議案第49号、筑紫野市職員の育児休業等に関する条例及び筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、議案第49号につきまして御説明をさせていただきます。

提案内容補足説明書の19ページをよろしくお願ひいたします。

初めに、今回の条例改正の趣旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児期の職員の柔軟な働き方を実現するための措置や仕事と育児の両立を支援する措置を講じるために関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、具体的な改正内容でございますが、まず1点目に、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置といたしまして、現在行っております部分休業制度の拡充を行うものでございます。表に改正前と改正後の内容をお示ししておりますが、部分休業の対象職員は、小学校就学前の子を養育する職員で変更はございません。

制度の内容については、これまでの勤務の開始時間または就業時間において、1日につき2時間を限度に休業が可能な制度となっておりましたが、これを第1号部分休業といたしまして、1日につき2時間を限度に休業が可能な制度、それから、第2号といたしまして、1年につき10日を超えない範囲で休業が可能な制度を選択できる形に改正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、2点目の改正内容でございますが、仕事と育児の両立を支援する措置を講じるものでございます。具体的な内容でございますが、職員本人または配偶者の妊娠、出産を申し出た職員及び3歳未満の子を養育する職員に対して仕事と育児の両立支援制度に関する情報を提供し、制度の利用に係る意向を確認することを義務づけるものでございます。また、仕事と育児の両立に家庭状況に起因する支障となる事情を抱える職員に対して、その事情を改善するための配慮を行うことを条例に併せて明記をするものでございます。

改正内容は以上でございます。

続いて、議案の内容につきまして御説明をいたします。

議案書の44ページをお願いいたします。

まず、第1条で筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を規定しております。職員の部分休業制度の拡充に関する改正を行い、これまでの部分休業制度を第1号部分休業と第2号部分休業のいずれかを選択できる内容に改めるものでございます。

次に、45ページの中ほどからの第2条におきましては、筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を規定しております。仕事と育児の両立支援に関する措置を条例に明記するものでございます。

それから、46ページの下段からの附則についてでございますが、附則の第1条でこの条例の施行期日は令和7年10月1日とすること。それから、第2条で、部分休業制度を年度途中で改正を行うことに伴う令和7年度の取扱いを経過措置として規定をさせていただいております。それから、第3条では、仕事と育児の両立支援に関する本条例の施行日前の取扱いについて規定をしているものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明いただきましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　御説明ありがとうございます。

質疑というよりちょっと確認なんですけれども、この法律が今度、令和7年度の改正の内容では、これまで原則として対象外とされていた非常勤職員に対してもというのがあつたんですが、うちはそもそもそこが対象になっているという解釈でよろしいですか。

○委員長（前田倫宏君）　永田課長。

○人事課長（永田貴也君）　はい。今回のこの制度につきましては、いずれの制度につきましても、会計年度任用職員、非常勤職員の方も対象として取り扱うものでございます。

○委員長（前田倫宏君）　ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君）　補足説明書のほうの2時間以内の取得に関してですけれど、現在、利用、活用されている職員は男女それぞれ何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○委員長（前田倫宏君）　永田課長。

○人事課長（永田貴也君）　現在、この部分休業制度を利用している職員の数でございますが、全部で18名おります。男女の内訳につきましては、全員女性となっておる現状でご

ざいます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君）　西村委員。

○委員（西村和子君）　それと、その次のページのところですけれど、その権利がある人にきちんとこういう制度があるんですよということを通知しなさい、意向を確認しなさいということを先進国では割と早くされていて、日本もこれをやらなきゃ権利が分からぬ人がいますよ、利用できないというのが言われていたのでよかったですと思うんですけど、これをすることによってどんな効果があるというふうに見られているでしょうか。

○委員長（前田倫宏君）　永田課長。

○人事課長（永田貴也君）　現状におきましても、職員、あるいは配偶者の妊娠、出産が判明した職員については、育児休業あるいは部分休業制度も含めてではございますが、出産、育児に関する休暇、休業制度の内容については個別に周知をさせていただいています。その取得の意向確認というのは、現段階においても取り組ませていただいております。

それを条例の中に明文化するものではございますけれども、今回のこの改正に伴っての効果というか、期待するところといたしましては、出産、育児に伴って育児休業を取りたいだとか、配慮をしてほしいという希望を持っている職員が気兼ねなく申出をする、相談をするということがさらに可能になるというか、職場環境として働きやすい職場環境づくりの大きな要因になるような、一因になるような取組につなげていけたらと考えております。

以上です。

○委員長（前田倫宏君）　ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君）　質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第49号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君）　討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第49号、筑紫野市職員の育児休業等に関する条例及び筑紫野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議

ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議題に入ります前に、嵯峨部長がお見えですので御挨拶をいただきまして、出席職員の御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） おはようございます。総務部、嵯峨でございます。

今委員会に総務部といたしまして、令和6年度決算認定4件、所管事務調査2件、選挙管理委員会事務局として所管事務報告1件、御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、認定第3号、令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

出席職員を紹介いたします。

人権政策・男女共同参画課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。どうぞよろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 人権・同和政策担当係長の田川でございます。

○人権・同和政策担当係長（田川 誠君） 田川と申します。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、認定第3号、令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、認定第3号、令和6年度筑紫

野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますけれども、480ページを御覧ください。

まず、1款県支出金については、予算現額1,000円に対して、調定額、収入済額とともにゼロ円でございます。

次に、2款財産収入については、予算現額1万6,000円に対して、調定額、収入済額とともに13万1,589円でございます。これは、住宅新築資金等貸付事業財政調整基金を会計管理者が資金運用する際に発生する利子収入でございます。

次に、3款繰入金につきましては、財政調整基金の取崩しに係るものですが、令和6年度においては取り崩す必要がありませんでした。

次に、4款繰越金については、予算現額175万円に対して、調定額、収入済額とともに175万626円となっております。

次に、5款償還金については、予算現額220万7,000円に対して、調定額3,916万167円、収入済額204万6,000円でございます。

次に、6款諸収入については、該当する収入がございませんでした。

令和6年度の本特別会計の歳入合計は予算現額397万6,000円、調定額4,104万2,382円、収入済額392万8,215円、収入未済額3,711万4,167円となっております。

それでは、続きまして、歳出予算についてです。

482ページをお開きください。

歳出予算は、1款の総務費のみで構成されております。1款の総務費については、予算現額397万6,000円、支出済額386万6,060円、不用額10万9,940円となっています。

以上、令和6年度の本特別会計歳出合計額は予算現額397万6,000円、支出済額386万6,060円、不用額10万9,940円となっております。したがいまして、令和6年度本特別会計の歳入と歳出の収支結果につきましては、484ページに記載させていただいておりますよう、歳入合計額392万8,215円、歳出合計額386万6,060円、歳入歳出差引残額6万2,155円となっており、この差引残額を令和7年度に繰り越すことになります。

なお、485ページ以降に事項別明細書を掲載しておりますので、御参照いただければと思っております。

続きまして、参考資料について御説明させていただきます。

参考資料の2ページ目の住宅新築資金等貸付事業、令和6年度末償還状況総括表を御覧ください。この資料につきましては、本特別会計事業に係るこれまでの全体の経過をまと

めたものでございます。

そもそもこの本事業につきましては、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の整備改善を図ることを目的に、当該地域に係る住宅の新築、改修及び土地取得についての必要な資金の貸付けを市町村が実施する事業でございます。

本市においては、昭和41年度から事業をスタートしており、貸付けについては、平成8年度まで行っておりましたけれども、現在はその貸し付けた資金の償還を行っておるところでございます。

それでは、資料に基づき説明させていただきます。

まず、1の昭和41年度からの貸付総体は、これまでに貸し付けた人の人数と貸し付けた金額の総計になっております。

次に、2の令和6年度の償還者数でございます。令和6年度当初、11人の償還者がおり、6年度中の完済者はゼロ人でございましたので、年度末の償還者も11人となっております。

次に、3の償還の状況でございます。Aの貸付総体は、元金と利子を合わせまして15億8,459万3,941円です。Bの償還済額累計は、令和6年度末までに市に償還された額の累計で、元利合わせまして14億5,667万9,456円でございます。Cの償還免除額累計は自己破産などにより償還不能となった方を償還免除した額の累計です。これまでに元金と利子合わせて9,080万318円となっております。以上のことから、償還未済額は、元金と利子合わせまして3,711万4,167円でございまして、この金額が令和6年度末における滞納額となっており、今後償還していただく額でございます。

次に、4の元金償還率でございますけれども、令和6年度末の元金償還率は97.6%となっております。

次に、5の公債費ですけれども、公債費総体の元金の額は、昭和41年度の貸付開始から平成8年度の貸付終了までの起債額の合計となっており、利子と合わせた総計額は16億7,358万6,162円となっております。この金額全額を令和3年度末までに償還しましたので、償還残額、いわゆる本事業における市の借金はゼロ円となっております。

6の基金の推移でございますけれども、昭和55年度から基金の積立て取崩しを行っておりまして、これまでに積立てとして4億1,046万3,707円、利息として2,754万9,759円、取崩しを2億1,820万5,711円行いましたので、令和6年度末の残高は2億1,980万7,755円となっております。

最後になりますけれども、3ページに令和6年度末の償還未済額一覧表を添付しており

ます。この一覧表は、令和6年度の償還者、先ほど11人と言いましたけれども、その一人一人の償還状況についてまとめた資料となっておりまして、参考資料として添付させていただいております。表の見方としましては、左から1から11までの一連番号、貸付総体は元利込みの償還していただく総額、償還累計額は令和6年度末までに償還していただいた額、その右側が、内訳の数字として令和6年度中に償還していただいた額、最後が令和7年度以降償還していただく額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君）　御説明ありがとうございます。

一番最後に説明していただいた参考資料のところなんですけれど、令和6年度中の返済額を見ると、月1,000円程度の方から4万とかいう方もいらっしゃると思うんですが、これは総収入の何%ぐらいをめどというか、どうですかみたいな相談があると思うんですけれど、どんな取決めをされているんでしょうか。

○委員長（前田倫宏君）　谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷　典士君）　総じて収入の何%というような考え方ではなくて、本人さんの収入から、最低限度の生活を営む権利を持っておりますので、その額を差し引いて、この金額だったら毎月自分の一定の生活を維持できる状況で返済できる額ということで、話し合いの結果、いただいているところでございます。

月1,000円の方については、基本的に収入がゼロで、年金収入しかない方とかで、年金もぎりぎりのところの中で何とか払っていきたいという意思を出していただいている方でございます。

○委員長（前田倫宏君）　ほかに質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君）　ちょっと久しぶりに総務の委員会に入ったものだから、ちょっと過去の記憶が薄らいでおるんですけど、この基金はどういう目的で基金をやったんですね。ちょっとその辺を。

○委員長（前田倫宏君）　谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） この特別会計の事業そのものが、もともと対象者に貸し付ける際に、例えば1,000万円を貸し付ける場合、4分の1を国のほうから国庫補助、250万円を原資としていただいて、残りの4分の3の750万円、これを市が借金をして、起債を起こして原資として本人さんに1,000万を貸し付けるというものでございます。市が借金をしたこの750万について、返済を毎月市のほうがするんですけれども、償還者の方から毎月返済してもらっている額よりも市が借金を返済するときの額が足りないときに、基金のほうから充填して支払いをすると。

また、貸付けしている方が、一定余裕ができたから全額繰上償還しますよと。本当言うと25年間かけて毎月返済してもらうんですけれども、例えば5年目とかに全額完済しますよという方がおられたときに、それを基金のほうに積立てをすると。将来の市の借金の返済に充てるということで、この基金をつくったという経過がございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 以前、もう20年とか25年ぐらい前からこの議論をずっとやってきたんだけど、もともとこの制度はもうやり切りじゃないかという形で、ずっとそれを回収すること自体に無理があるんじゃないかという議論をしたことがあって、今、11名の方がこういう中に残ってこられたということは、まだ生存されたから、そのときに借りた方が生存されたのか、相続でこれは通じてあるのか、ちょっとその辺が定かでないんですけど、何とも言えん感じのところの3,700万。しかし、それでも少しずつ返そうという人たちがあるんだよね。

しかし、まだまだ大きな金額が残っている人もおられるから、その辺はちょっと相続関係でこれが発生してたり、いやもう一代限りでこの制度は終わりますよという形なのか、ちょっとその辺を教えてください。

○委員長（前田倫宏君） 谷課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 一応この事業は市の事業でございますけれども、法律上は民法の規定を適用する事業になっておりまして、市が債権者、対象者が借受人ということで民法上の取扱いをしておるところでございます。

市が、債権をもうこの方は取れないよと判断する際には、いわゆる自己破産をされたり、相続されたときに相続人が相続放棄をしたとか、民法上この方から取れないという状況があったときに、国と県のほうから4分の3——先ほど市が貸付けするときに原資として4

分の3借金をしたよと説明しましたけれども、その4分の3に該当する金額を国のほうから市のほうに補填をしていただいて、市の住宅新築資金の審議会にかけて、この方はもう回収不能だと判断したときに初めて免除するというような処理をしております。

先ほど参考資料の2ページに、説明させていただいた3番のCと書いている償還免除額累計というのが、今、説明した内容のこれまで償還免除した方の金額でございます。

それから、民法上、一応市の債権になりますので、取れる方については相続人の方に今支払っていただいたりとか、場合によっては連帯保証人の方から返済してもらったりしていただきながら、国と県もこの方は償還不能だよということで補助金を市のほうに出すということと併せて、審議会のほうでも、この方についてはもう償還がちょっと厳しいというところで判断していただいたものを一応落とす。それ以外の方は償還していただいているというような考え方で、今現在11名の方が残っておるというところでございます。

○委員（横尾秋洋君） 分かりました。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑ある方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第3号の件について討論される方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第2号、令和6年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

所管の課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

職員が入れ替わっておりますので、御紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、続きまして、認定第8号から第10号までの令和6年度財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件が3件、それと、所管事務調査が1件ございます。

管財課が御説明申し上げますので、出席職員を紹介いたします。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利啓次君） 永利です。よろしくお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長の橋本でございます。

○管財担当係長（橋本泰晴君） 管財担当係長の橋本です。よろしくお願いします。

○委員長（前田倫宏君） それでは、認定第8号、令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） それでは、認定8号、令和6年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の内容につきまして御説明させていただきます。

歳入歳出決算書の594ページをお開きください。

まず、歳入について御説明します。左のページの左から3列目が予算現額、右のページの左から1行目が収入済額となっておりますので、今から読み上げて、確認をお願いします。

1款財産収入、予算現額291万7,000円に対しまして、収入済額が292万672円でございます。

2款繰入金、予算現額1,000円に対しまして、収入済額はございません。

3款繰越金、予算現額41万9,000円に対しまして、収入済額が41万9,047円でございます。

4款諸収入、予算現額2,000円に対しまして、収入済額が379円でございます。

合計いたしまして、予算現額333万9,000円に対しまして、収入済額が334万98円となっております。

続きまして、次のページ、596ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

左のページ、左から3列目が予算現額、右のページの左から1行目が支出済額となって

おります。

1款総務費、予算現額135万9,000円に対しまして、支出済額102万4,058円でございます。

2款積立金、予算現額188万円に対して支出金額も188万円でございます。

3款予備費、予算現額10万円に対しまして、支出額はございません。

合計いたしまして、予算現額333万9,000円に対しまして、支出済額が290万4,058円となっております。

続きまして、次のページ、598ページを御覧ください。

歳入合計金額334万98円、歳出合計金額290万4,058円、歳入歳出差し引きまして43万6,040円の黒字という決算となっております。

内容について御説明させていただきます。歳入歳出決算事項別明細書の600ページをお開きください。

歳入でございますが、1款財産収入の収入済額は、右のページ3列目に記載しています292万672円でございます。

1款の財産収入には財産売払収入と財産運用収入2項がございまして、1項財産売払収入はございません。

2項の財産運用収入は、土地建物貸付収入と利子及び配当金でございまして、1目の土地建物貸付収入は備考欄を御覧ください。駐車場使用料と六反利用施設敷地貸付料、電柱敷地貸付料がございまして、主な収入は駐車場使用料の287万7,600円となっております。次に、2目利子及び配当金は、積立金の利子が7,812円となっております。

次に、3款繰越金の収入済額は41万9,047円ですが、これは全て前年度の繰越金となっております。

次に、4款諸収入済額は、次のページになりますが、雑収入379円でございます。

続きまして、歳出の内訳を御説明いたします。604ページをお開きください。

1款総務費の支出済額は102万4,058円です。総務費は1項総務管理費1目一般管理費と2目財産管理費の二つがございます。

一般管理費の内訳ですが、備考欄を御覧ください。財産管理委員さんの報酬、旅費、需用費、役務費、公課費、それと、事務費負担としての一般会計に繰り越す繰越金がございます。主な支出は繰越金の77万円でございます。

次に、財産管理費の内訳ですが、備考欄を御覧ください。需用費、役務費、委託費で主なものは需用費で納付書などの用紙代の印刷製本費3万3,000円や、委託費の消防設備の

点検委託費 5 万 600 円となっております。

次に、2 款積立金ですが、二日市財産区積立金で支出済額は 188 万円です。

以上、内訳について御説明終わります。

続きまして、次のページ、608 ページでございますが、実質支出に関する調書です。歳入総額 334 万、歳出総額 290 万 4,000 円、歳入歳出差引額が 43 万 6,000 円となります。翌年への繰り越すべき財源はございませんでしたので、そのまま実質収支額として 43 万 6,000 円となっております。

続きまして、4 の決算認定資料、176 ページをお開きください。

二日市財産区の財産に関する調書でございます。土地も建物も前年度から増減がございません。

次に、177 ページでございます。

積立金でございますが、前年度末の現在高が 6,855 万 9,512 円でございましたが、ここに 189 万 3,789 円を積み立てましたので、令和 6 年度末の決算年度末現在高が 7,045 万 3,301 円となっております。

以上をもちまして決算の説明を終わらせていただきます。

なお、本決算につきましては、8 月 18 日に開催いたしました二日市財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。御審査の上、認定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第 8 号、令和 6 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第 8 号、令和 6 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第9号、令和6年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） それでは、続きまして、認定第9号、令和6年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算内容について御説明させていただきます。

歳入歳出決算書は610ページになります。お開きください。

まず、歳入について御説明します。

左のページの左から3行目が予算現額、右のページの左から1行目が収入済額となっています。

1款財産収入、予算現額1,958万7,000円に対しまして、収入済額が1,953万3,979円でございます。

2款県支出金が、予算現額984万4,000円に対しまして、収入済額が1,410万2,120円でございます。

3款繰越金、予算現額16万5,000円に対しまして、収入済額が16万5,337円でございます。

4款諸収入、予算現額2,000円に対しまして、収入済額はございません。

5款繰入金、予算現額38万1,000円に対しまして、収入済額はございません。

合計いたしまして、予算現額2,997万9,000円に対しまして、収入済額が3,380万1,436円でございます。

続きまして、次のページの612ページをお開きください。

支出について御説明します。

左のページの左から3列目が予算現額、右のページの左側1行目が支出済額となっています。

1款総務費、予算現額2,992万9,000円に対しまして、支出済額2,889万8,774円でございます。

2款予備費、予算現額5万円に対しまして、支出済額はございません。

合計いたしました予算現額2,997万9,000円に対しまして、支出済額が2,889万8,774円と

なっております。

次のページ、614ページを御覧ください。

歳入合計額3,380万1,436円、支出合計額2,889万8,770円、歳入歳出差し引きまして490万2,662円の黒字という決算となっております。

内訳を御説明させていただきます。歳入歳出決算書事項別明細書の616ページをお開きください。

歳入ですが、1款財産収入の収入済額は、右の3列目でございますが1,953万3,979円でございます。

1款の財産収入には財産売払収入と財産運用収入に項目がございまして、1項財産売払収入が主伐などの立木を売り払った収入になります。こちらの収入済額が1,939万4,060円となっております。

2項財産運用収入は、財産貸付収入と利子及び配当金でございまして、1目の財産貸付収入は、電柱敷地として貸し付けているものでございます。こちらにつきましては、収入済額が9万7,500円となっております。

次に、2項利子及び配当金は備考欄を御覧ください。積立ての利子695円と森林組合配当金が4万1,720円となっております。二つを合わせて4万2,415円となっております。

次に、2款県支出金は1,410万2,120円です。こちらは、県などからの造林補助金としていただいたものとなります。

次に、3款繰越金の収入済額は16万5,337円です。こちらにつきましては、前年度から繰越したものになります。

続きまして、歳出の内訳を御説明いたします。620ページのほうを見ていただきたいと思います。

1款総務費の支出済額は2,889万8,774円です。総務費は、1項総務管理費の1目一般管理費と2目財産管理費の二つがございます。

一般管理費の内訳でございますが、備考欄を見ていただきたいと思います。財産管理委員の報酬、旅費、需用費、役務と事務費負担としての一般会計に繰り出す繰出金でございます。主な支出の繰出金が34万2,000円となっております。

次に、財産管理費の内訳でございますが、こちらの備考欄を御覧ください。委託料と積立金で、主な支出は、主伐などを委託しました育林事業等の委託料2,839万9,800円となっております。

以上で内訳の御説明を終わります。

続きまして、622ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3,380万1,000円、歳出総額2,889万9,000円、歳入歳出差引額490万3,000円となっています。翌年へ繰り越すべき財源はございませんので、そのまま実質収入額として490万3,000円となっております。

続きまして、4番、決算認定資料の178ページをお開きください。

御笠財産区の財産に関する調書でございます。

御笠財産区が管理しています山林は、全て直営林でございます。決算年度中の増減はございませんでした。

次に、179ページです。

積立金でございますが、前年度末の積立金が2,409万1,942円ございましたが、ここに2,670円を積み立てましたので、令和6年度末の積立金が2,409万4,612円となっております。

次に、下の表の支出金でございますが、福岡県広域森林組合の支出金の増減はなく、令和6年度末現在高は、前年度末現在と変わらず208万6,000円となっております。

次に、追加資料を御覧いただきたいと思います。追加資料1ページと2ページを見ていただきたいと思いますが、いいですかね。

令和6年度御笠財産区事業を行った位置図をつけております。

1ページの黄色で表している箇所が、令和6年度に下刈りといいましては、令和元年と3年に植林したところの木の成長を促すために、下刈りといいまして草刈りをしたところです。令和元年の場所は、竜岩自然の家から東側で、位置図で言うと中央付近4.1ヘクタール、令和3年の場所は、位置図の右側のほうになります、2.02ヘクタール行っております。

次のページをお開きください。

次のページが、主伐と植栽を行った場所です。現場は、こちらも竜岩自然の家から東側、ピンクで着色しているところでございます。主伐した面積は5.24ヘクタールでございます。

次のページ、3ページが主伐造林の計画書でございます。3番の作業内容について御説明しますが、杉、ヒノキの伐採及び集積及び素材市場への搬出と販売、また、その過程で発生しました未利用材をチップ材として搬出販売を行っているところでございます。売上げにつきましては、表の合計欄を御覧ください。金額は1,939万4,064円となっております。

また、（2）で書いておりますけど、主伐した後、1ヘクタール当たり2,500本の植林栽を行っているところでございます。

主伐造林の業務の歳入歳出は、立木売払収入と県及び市の補助企業の収入を合わせて、歳入は3,210万7,164円ございました。歳出につきましては、委託料が2,699万1,800円でございましたので、主伐した金額で差し引いた場合は511万5,364円の黒字となっております。

以上をもちまして決算の説明を終わらせていただきます。

なお、本決算につきましては、8月19日に開催いたしました御笠財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。御審査の上、認定賜りますようお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君）　環境から考えても、順調に管理をされて、いいんじゃないかなと思うんですけど、この積立金というのは何か目的があるんでしょうか。

○委員長（前田倫宏君）　永利課長。

○管財課長（永利啓次君）　育林事業は、稻作とか野菜とかと違って1年間とかで木は育たないんですね。そのため、1回植えたら主伐するまでに60年かかりますので、その間はどうしても管理が出てきますので、その積立金から、先ほども話しましたけど、下刈りとか草刈りとか、あと、今で言うと鹿が発生したりしていますので、鹿よけのネットを張ったりとか、その分を積立金から補填しまして、木を育てて、主伐の時点でまた売上げが出た分をまた積み立てるという形で、それで回していっている形になります。

○委員長（前田倫宏君）　西村委員。

○委員（西村和子君）　そうすると、何というか、あった収入は経費に使ってしまうということであると、毎年これをやっているわけだから、ちょっと凸凹はあるでしょうけど、ある一定の金額がずっとキープされているという感じになるのかということと、そういうことであると、全く環境を保全するためにこの財産区は財産運営をしていますよというふうに聞こえるんですけれど、そういうことでよろしいんでしょうか。

○委員長（前田倫宏君）　永利課長。

○管財課長（永利啓次君）　長く見たら、今言われているその全部が経費じゃなくて、ある一定利益がでています。ただ、その利益も、以前みたいに利益が出なくて、昔は木材が

高かつたのですごく入ってきたんですけど、今、ちょっと御説明しましたけど、県とか市の補助金をもらってプラスになっている形になっています。

今言われたように、今の財産区の経営的には、もうかるためもありますけど、主に山を守る、水資源を守るとか環境を守る。県の補助金も、花粉が飛ばない杉に変えていこうというふうな補助金とかいろいろございまして、そういうので、基本的には今のところやっている運営的には、水資源を守ろうとか自然を守ろう的な形のほうのニュアンスが、今、財産区の経営は大きい形になっています。以前は多分、利益を出すためが目的だったと思いますけど。

○委員長（前田倫宏君）　城委員。

○委員（城　健二君）　この樹種、いわゆる杉とかヒノキに一応なっているんですが、例えばクヌギとかそういうのは植樹されてないのかなという形ですね。そして、クヌギなんていふるのは、今、シイタケ農家はかなりクヌギが少ないということで、需用はかなりあると思うんですが、その辺はどうなっているのか。

あともう一つ、この枝葉というのは、枝を落としたやつがこれは収入になっているということですか。その辺お願いします。

○委員長（前田倫宏君）　永利課長。

○管財課長（永利啓次君）　まず、クヌギにつきましては、一応いろんな木を植えるのは可能だと思いますけど、事業的には杉とヒノキを植えていくというで計画をしているところです。クヌギを植えるという計画まではしてないので、今後、財産区の方もいらっしゃいますんで、話しながら、そういう意見があったということで検討をさせてもらうという形を取らせていただきたいなと思います。

今のところは杉とヒノキしか植えてないのが現状です。県もそれに対して補助金を出しているという形です。だから、今言われたクヌギを植えたら補助金もらえるとか、そういうのが今のところ分かってないんで、また検討させていただきたいと思います。

もう一つが、枝が、今、バイオチップ（「チップがお金になるんだ」と呼ぶ者あり）、はい。当然、基は木材加工場に持っていくんですけど、筑前町のほうにふくおか木質バイオマス発電所というのがございますので、そちらのほうに、売れない分——枝とか、あと、カットして短い分とか使えない分については、そちらのほうにバイオマス燃料として持っているところでございます。

○委員長（前田倫宏君）　ほかに質疑ある方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ちります。

ただいまから討論を行います。

認定第9号の件について討論される方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ちります。

これより採決を行います。

認定第9号、令和6年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第10号、令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） それでは、認定10号、令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の内容につきまして御説明させていただきます。

歳入歳出決算書624ページになります。お開きください。

まず、歳入について御説明します。

左のページ、左から3列目の予算現額、右側のページの左から1列目が収入済額となっています。

1款財産収入、予算現額1,844万2,000円に対しまして、収入済額が1,904万7,410円となっています。

2款県支出金、予算現額857万3,000円に対しまして、収入済額が930万9,973円でございます。

3款繰入金、予算現額196万6,000円に対しまして、収入済額はございません。

4款繰越金、予算現額200万1,000円に対しまして、収入済額が200万1,410円でございます。

5款諸収入、予算現額2,000円に対しまして、収入済額はございません。

合計いたしまして、予算現額3,098万4,000円に対しまして、収入済額は3,034万9,793円でございます。

続きまして、626ページをお開きください。

歳出について御説明します。

左のページの左から3列目が予算現額、右のページ左から1列目が支出済額となっております。

1款総務費、予算現額3,087万9,000円に対しまして、支出済額2,134万2,010円でございます。

2款積立金、予算現額5,000円に対しまして、支出済額も5,000円でございます。

3款予備費、予算現額10万円に対して支出済額はございません。

合計いたしまして予算現額3,098万4,000円に対しまして、支出済額が2,134万7,010円となっております。

続きまして、次のページ、628ページを御覧ください。

歳出合計額3,034万9,793円、歳出合計金額2,134万7,010円、歳入歳出差し引きまして、900万2,783円の黒字という決算となっております。

内訳を御説明させていただきます。歳入歳出決算事項別明細書630ページをお開きください。

歳入ですが、1款財産収入の歳入済額は右のページ3列目になります。1,904万7,410円でございます。

1款の財産収入は、財産売払収入と財産運用収入の2項ございまして、1項財産売払収入が、主伐などを行った立木の売払収入となります。こちらの収入済額が1,789万6,532円となります。

2項財産運用収入は、財産貸付収入と利子及び配当金と分収金がございまして、1目の財産貸付収入は、電柱敷地として貸し付けているものでございます。こちらの収入済額は69万6,496円となります。

次に、2目利子及び配当金は、備考欄を御覧ください。積立金の利子が1,822円と、森林組合配当金が45万2,560円となります。分収金はございませんでしたので、収入済額は二つの合計の45万4,382円となります。

次に、2款県支出金ですが930万973円です。これが、県などからの造成補助金としていただいたものとなります。

次に、次のページの632ページです。

4款繰越金の収入済額が200万1,410円です。これは前年度から繰り越したものになります。

続きまして、歳出の内訳について御説明します。634ページをお開きください。

1款総務費の支出済額は、右のページの2列目ですが2,134万2,010円です。総務費は、1項総務管理費1目一般管理費と2目財産管理費と3目林道費の三つございます。

一般管理費の内訳ですが、備考欄を見ていただきたいと思いますが、財産区管理委員さんの報酬、旅費、需用費、役務費、それと事務費負担金としての繰出金でございます。主な支出は繰出金の101万円となります。

次に、財産管理の内訳ですが、こちらも備考欄を御覧ください。役務費と委託料と工事請負費で、主な支出は、主伐などを委託しました育林事業等の委託費1,935万8,900円となります。

次に、林道費でございますが、637ページの備考欄を御覧ください。

こちらにつきましては、九千部のほうの道路を整備する分で、九千部道路管理委員会への作業道維持管理負担金として30万円支払っております。

次に、2款積立金でございますが、平等寺山財産区積立金の5,000円でございます。

3款の予備費はございませんので、以上で歳入歳出の内訳の御説明を終わります。

続きまして、638ページ、実質収入に関する調書でございます。

総歳入総額3,035万円、歳出総額2,134万7,000円、歳入歳出差引額が900万3,000円となります。翌年度への繰り越すべき財源はございませんので、そのまま実質収入額として900万3,000円となります。

続きまして、4の決算認定資料、180ページをお開きいただきたいと思います。

平等寺山財産区の財産に関する調書でございます。

平等寺山財産区が管理しています山林は、直営林と分収林がございますが、決算年度中の増減はございませんでした。

次に、181ページ、積立金でございます。

前年度末の積立金が6,311万6,601円でございましたが、ここに3,757円を積み立てましたので、令和6年度末の積立金が6,312万358円となっています。

次に、下の表の支出金でございますが、こちらは福岡県広域森林組合への支出金の増減もなく、令和6年度末現在高は、前年度の現在高と変わらず1,000万円となっております。

次に、追加資料を御覧いただきたいと思います。追加資料ですけど、4ページになります。

追加資料4ページに、令和6年度平等寺山財産区が行った事業の位置図をつけております。

山神ダム北側の黄色で囲んでいます青で着色したところの箇所が2.63ヘクタール、こちらについて主伐造林したところでございます。山神ダム南側の黄色で囲んでいます青で着色した箇所、こちらが5.14ヘクタールございますが、こちらは利用間伐をしたところでございます。

次のページ、5ページを御覧いただきたいと思います。

主伐造林の計画書でございます。

3番目の作業内容でございますが、杉、ヒノキの伐採、集積及び素材市場への搬出販売、また、その過程で発生した未利用材をチップ材として搬出及び販売を行っています。売上げにつきましては、表の合計欄を御覧ください。金額1,377万4,175円でございます。

また、(2)で書いておりますけど、伐採した後は1ヘクタール当たり2,500本の植栽を行っているところでございます。

主伐造林の業務の歳入歳出は、立木売払収入と県及び市補助金収入を合わせた歳入額が1,956万2,925円となります。歳出は、委託料が1,414万4,900円でしたので、差引き541万8,025円の黒字となっているところでございます。

続きまして、6ページ、利用間伐の御説明をしたいと思います。利用間伐経過書を御覧ください。

3番ですが、記載しておりませんが、利用間伐とは、森林を健全に育てるために込み合っている樹木の一部を伐採して、残った木の成長を促す作業を行っていることです。また、記載していますが、そこで伐採した杉、ヒノキを集積し、素材市場への搬出販売を行っています。その過程でまた発生しました未利用材を、チップとして搬出販売を行っているところでございます。

売上げにつきましては、表の合計欄を御覧ください。金額は412万2,357円でございます。利用間伐の業務の歳入歳出につきましては、立木売払収入と県及び市の補助金合わせて728万8,077円でございました。歳出は、委託料が486万2,000円でございましたので、差引きの242万6,077円の黒字となっております。

以上をもちまして決算の説明を終わらせていただきます。

なお、本決算につきましては、8月18日に開催いたしました平等寺山財産区管理会において御同意をいただいているところでございます。御審査の上、御認定賜りますようお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありますか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

すみません、御笠のときも平等寺のときも、市場手数料がマイナスになっているのはどういうことが教えてください。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後0時09分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 市場手数料というのは、うちが委託している森林組合が市場とのやり取りしていただくものの費用として上げています。ですので、その分を森林組合さんが受け取られているという形です。

○委員（山本加奈子君） 了解です。ありがとうございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

認定第10号について討論される方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第10号、令和6年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。再開を1時からとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後0時59分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、所管事務調査に入ります。

市役所前ふれあい広場の活用について、執行部から説明をお願いいたします。

永利課長。

○管財課長（永利啓次君） お疲れさまです。

資料を見ていただきたいと思います。市役所前ふれあい広場の活用について御説明させていただきます。

ふれあい広場は、お手元の資料の筑紫野市役所における施設の運用基準、こちら、抜粋していますので、まず、こちらの説明をさせていただきたいと思います。

ふれあい広場は、市主催の行事ほか、市民参加型のイベント等で使用することができるというふうにしております。①使用許可対象者は、筑紫野市の各部、各課、各保育所、議会とか委員会が主催する行事などが使う対象です。次に、筑紫野市職員のみを対象とした行事なども対象となります。3番目として市民団体等が主催する市民参加型の行事等のうち、筑紫野市が共催または後援としているものも許可の対象としております。

許可の範囲としましては、土日祝日または平日の17時以降の場合は、庁舎の閉庁時は本庁舎内の立入りを禁止しているところでございます。

③の使用許可条件ですけど、参加費や負担金などの料金を取るのは、徴収を禁止しています。庁舎開庁時間に開催する場合は、来庁車の見込みが50台を超える場合は、使用不可としておるところです。また、準備等を除く車両の出入り、乗り入れを禁止しています。次に、周辺住民の不快となる騒音、振動を発生する場合も使用不可です。それと、営利目的としたイベントについても使用不可しております。

あと、その他としては、警備計画などの提出などを使用する場合は提出していただくこととなっております。

以上で運用の説明について終わります。以上で説明を終わります。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　御説明ありがとうございます。

今説明いただいたんですけど、何点かあります。使用許可条件のところで、今、参加費負担金、いかなる名称によるかを問わず、料金等を徴収する行為は中止とする。ただしというところはちょっと読まれなかつたんですが、「ただし、使用許可対象は可とする」とここにもあって、また下のほうに営利を目的としたイベント、販売、これも使用許可対象を可とするということは、この1番のところでオーケーなところがそれができるようになったというか、これは最初からそうだったのか、途中で見直しをされたのかが1点。

あと、車両の乗り入れは禁止をするということで、前回令和6年の6月議会で同じような調査を行ったときに、運用基準があるためキッチンカーの乗り入れが難しいので今後検討していきたいという御答弁があったんですけども、その後、検討されたのか。されてもやっぱり車両の乗り入れをそもそも禁止しているのがどういう理由なのかというのが1点。

最後にもう1点が、ここは緑化されて、すごく市民の方からも好評だと聞いていると思うんですけども、災害の防災広場でもありますので、例えば、平時的には子どもたちも遊んだりしていますし、あと、防災の機能としてそれも使うのであれば、災害時に役立つ設備とふだんから使える設備が両立されることが理想ではないかと思います。例えば、今、バス停にベンチがありますけど、あそこでかまどベンチにするとか、給水設備を検討するとか、例えば端っこのほうでも子どもの遊具とか高齢者の運動器具とかがあれば、平時でもいいし、災害のときも避難をされている人たちがそこで少し体を動かすようなことができたりもするんじゃないかと思うんですが、その辺の検討とか何かありましたら、3点お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君）　永利課長。

○管財課長（永利啓次君）　今お話しされたただし書のところですけど、これは前から続いておりまして、実際、筑紫野マルシェ等でお金のやり取りとかされています。こちらに

については、この①の使用許可の市民団体等が主催する市民参加型の行事、また市が共催、後援しているということで、こちらのほうでそういう活動でされているということです。

2番目につきましては、こちらが車両乗り入れを禁止というのは、どの地点の車両乗り入れかというのが明確に書いてないので、私がこちらのふれあい広場も私が工事して造ったんですけど、一応車両が入れるようなインターロッキングと路盤構成にしていますので、入ることは問題ないとは思っています。

ただ、歩行者の動線と車の動線がかぶって、イベントのときに動いたりするのは問題かなと思いますんで、もし車が入ったならそのイベント期間中は絶対動かさないとか、そういう条件をつけていく必要があるのかなというふうに思います。だから、全く乗り入れが駄目というわけでは……、構造上は駄目じゃないです。また今後、これもちょっと検討していきたいなと思っています。

最後に、今、防災広場になっていますので、かまどベンチとかと言われていますけど、一応こちらは筑紫野市の行政サービスの拠点という位置づけにしていますので、災害時は、今、地震が起きたというときは受け入れますけど、二、三日たつたら、避難されてこられた方はコミュニティセンターや学校に行っていただくような形になります。その空いたスペースは、災害ボランティアさんが来られたりとか自衛隊さんが来られたりとか、いろんな各機関が来られるので、そこの救援物資の置場とか車両とかに変えていきますので、基本、災害になったときにこちらに避難者を受け入れるという考えは今のところないです。当然、今なったという話だったら受け入れますけど、その後は、ほかの会場が開けばそちらのほうに移動していただく形になりますので、こちらにかまどベンチとかは設置する予定は今のところないです。

あと、もう一つが、平時、こちらが行政サービスの拠点となっておりますので、そういう目的で来られた市民の方を、何ですかね、妨害というか、御迷惑かけたくないというところもありますので、遊具とかは公園のほうに設置させていただきたいなというふうに思っています。

あと、高齢者向けの設備とかいうのは、こちらもやっぱり行政サービスの機関なので、そういうのはカミーリヤとか、もしよければ地域のところに計画しながら、いろんな課がございますけど、そちらのほうに言いながら設置していくのが本当かなというふうに思っていますんで、筑紫野市のこの場所には設置する予定は今のところございません。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方ありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 今の御説明は趣旨としては分かったんですけど、熊本大震災のときに、行政を指令する立場の方の声を聞いたことがあるんですが、ここは車中泊のところよとか決めているじゃないですか。ここは今言われたような物資を運んでくるトラックとか救援の人たちが通るところとか決めていたら、そこに車中泊の人が全部入ってきちゃって、そういう車両を止めるところがなくなったというふうに言われたんですよ。

なので、災害の規模にもよるんだと思うんですけど、予定して、役所は、一旦はいいですよと。でも、出ていくところがないという方が結局あるようになるということも想定されるんじゃないかなと私は思うんですけど、あくまでも規模によるから、まあまあのときにはコミセンとか行ってもらえるけど、そうじゃないときはどうなるのかというのは、どんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） 当然、10万人市民が一斉に逃げていくという話だったら、うちの施設じや当然パンクすると思いますので、その分については、他の自治体の災害が比較的少ないところにお願いするしかないと思うんですね。

今言われたそのぎりぎりのラインですね、この市役所で受け入れれば大体避難できるよというぐらいになれば、多分それだったらここを開放するという話になるかもしれませんけど、それじゃなければ、あくまでもここを機能させなきゃいけないので、今言われたように車がいっぱい来ることもあるかもしれません、そのときはどちらか、今、イオンとかと防災協定を結んでありますので、イオンさんのはうの駐車場に移っていただくとか、もしよければその隣の土地とか、あるならそこに移動していただくとか、そういう手段をさせていただきながら、こここの防災拠点だけは確保していきたいなと思っています。

じゃないと、多分回らなくなると思うんですよね。何か災害で崖崩れがあったとか、またそこにも行かなければいけないとか、そういうときに市民の方がぎゅうぎゅう来られていたら、そういうのがあるんで、あくまでもここの場所は確保しておきたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方。

城委員。

○委員（城 健二君） 使用許可条件で、先ほどの山本委員のにちょっと関して、ここの庁舎開庁時間、庁舎が開いているときに、17時までに開催するもので、かつ来庁車両が50台を超えると見込まれるものについては、特に市が認めたもの以外使用不可と書いてあるんですけど、これ、来庁者、役所に用があつて来るお客様、そして、このイベントに来るお客様というのをどうやって見極めるのかなという感じが一つ。

あともう一つが、参加費負担金、いかなる名称によるかを問わず料金等を徴収する行為は禁止とする。ただし、使用許可対象は可とすると書いてあるんですけど、これも、どういう業者は料金徴収しちゃ駄目、どういう業者は、あなたのとこは料金徴収してもいいよみたいな、その区分けというか、その辺をちょっと教えてもらえますか。

○委員長（前田倫宏君） 永利課長。

○管財課長（永利啓次君） まず、一つ目の駐車台数ですけど、言われたように見極めができないので、事前にどれぐらい入るかという推計したものをおいていただいているんです、今。今でもおいていただいているんですけど。それで管財課のほうが判断しているんですが、この間ちょっと失敗したんですけど、それがちょっとかぶつてしまって実際パンクしたんですね、この間。だから、そういうことが起こり得るんで、ある程度、イベントされる方に何台ですよというのを明確に答えていただいた分を信じて、こちらのほうの駐車場の運営をさせていただきたいと思っています。だから、駐車許可書みたいのを貼ったりはしていません。

次ですけど、どういう方だったらその料金取つていいかという話になると思うんですが、本当にあくまでも営利目的で販売だけ来られる方については、当然断ることになると思います。一番分かりやすいのは、市でイベントしています観月会や藤まつりとかやっていきますよね。市民のために盛り上げたいということであれば、ここでそういう活動をしていただいてもいいんじゃないかとは思っていますけど、あとは、どんなものをそこで販売されるか。普通に洋服とか貴金属販売が好ましいかといったら、好ましくないと思うんですね。子どもたちが来て、かき氷食べたいとか言うなら、それはいいような気もする。これはまだ私の感想なんんですけど。だから、あくまでも市民とか市に寄与するような活動であれば、認めていいのかなというふうなことは思っております。

この間、火器の話もされていましたけど、火ですね、火も消防と保健所のほうがよろしければ、建物から離れて——延焼ラインというのがあるんですけど、しなければ認めてもいいんじゃないかなという方向で、今、内規も考えていこうかと思っています。

だから、あくまでも市民が喜ぶ、みんなが喜ぶようなものでお金を取り分については、

認めていく方向かなということで内部でも検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ありがとうございました。

休憩 午後1時14分

再開 午後1時19分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の方が入れ替わりましたので、御紹介をいただいた上で説明を願います。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、続きまして選挙管理委員会事務局所管で所管事務報告、令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の投票結果についてということでございます。

御説明する職員を紹介します。

選挙管理委員会事務局長の前田でございます。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 選挙管理委員会事務局長の前田です。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 選挙担当係長の市川でございます。

○選挙担当係長（市川勝也君） 市川です。よろしくお願ひします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） では、説明のほうをお願ひいたします。

前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の投票結果について御報告をさせていただきます。

資料につきましては、投票区ごとの投票結果の表となっております。

それでは、表の一番下のところになりますけども、合計欄のところを御覧いただければ

と思います。左のほうから、選挙当日有権者数が8万7,410人、当日投票者数が2万9,002人、期日前投票者数が2万4,034人、不在者投票者数、こちらの不在者投票なんですが仕事や留学などで遠方に滞在しているなどにより住民登録地以外で投票された方、こちらの数が339人、在外投票者数、こちらが仕事や留学などで海外に住んでいる人が外国で投票されたもの、こちらが17人、続きまして、当日投票者数から在外投票者数までの投票者総数が5万3,392人、投票率につきましては61.08%となっております。前回の参議院議員選挙の投票率が54.9%でありましたので、今回は約6%の上昇となっております。

この投票率につきましては、福岡県内においては3位、そのうち市の中で言いますと一番高い投票率という結果となっております。

以上、報告させていただきます。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 私もこの表を見て、ああっと思ったんですけど、当日投票所で投票されている方と期日前投票だと、期日前投票の方がほぼそれに匹敵するというか、半々に近いような割合だなと思ったんですよね。これはどういうふうに分析されているんでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 委員仰せのとおり、期日前投票者数が割合で言いますと45%、約半数となっておりまして、この割合は全国的な傾向でもあるんですけども、徐々に増えてきているところで、やはり期日前投票、当日行けない方が投票期間、今回で言いますと16日間設けてありましたので、先に投票しようという行動を取られる方が増えてきているというふうに分析しております。

○委員長（前田倫宏君） 西村委員。

○委員（西村和子君） その理由はどんなふうに分析されているんですか。投票日じゃなくて、前に半数近くの方がされたというのは、利便性とか何かいろいろある。どんなふうにそこら辺の理由は考えられていますか。

○委員長（前田倫宏君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 当日お仕事であるとか、レジャーであるとか、そういった方、今回は7月の選挙ということもありまして、3連休ということもありまし

たけども、そういったことでやはり事前に投票に行かれたという方が多く、そういった投票行動になったというふうに考えております。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 資料ありがとうございます。

予算のときとか、前回の委員会のときとかにも期日前投票所の増設をというふうに言つているところではあります。

これを見ると、当日投票者数よりも期日前投票者数が多いところは二日市南だから、これは市役所の投票所ですね。次が二日市東小のところは、結局、市役所が近いところは当日よりも期日前投票に行かれている人が多いのかなというのが分かりやすく、あと、筑紫野中も多いですね。あとはみんな当日のほうが何やかんやで多いんですけども、投票率が全県3位で、期日前投票も1か所しかない中でこれだけ投票してくださっている人が多いということは、意識の高さとかがあるのかなと、注目度があったのかなというのを思うんですけども、筑紫地区5地区と比べると、那珂川だけがうちと同じ市役所1か所で、那珂川が投票率56.49%だったんですよね。それと比べれば、期日前投票が1か所なのにかなりうちは高いので、じゃあ1か所でいいのかなというふうに思ってもらつてもちょっと悲しいので、投票率は皆さんの市民の意識の高さというのもあると思うので、それは引き続き検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） こちらにつきましては、去る6月議会の予算審査委員会のときにもお答えさせていただいておりますけども、年内をめどに方向性のほうをお示しさせていただきたいと思っておりますので、こちらについては選挙管理委員会のほうで協議、審議を進めております。

今までの進捗状況も併せてちょっとお話ししさせていただきますけども、4月、6月、9月の委員会で審議をさせていただいております。その中で、議会のほうから御助言いただいた内容であるとか、プラス近隣の状況とともに併せたところで協議を進めておりまして、協議内容としまして、委員さんの方から出されている御意見としましては、ショッピングモール等、やっぱり買物客が引き続き選挙もできるということであれば利便性が高いのではないか。ただ、イオンモールなんかは場所的に筑紫野市役所に近いので、ちょっと場所的なものとしては課題があるのではないかとか、あとは、移動支援につきまして、投票

環境の向上につながっていく部分、どういったところがあるかというところも十分に議論をしているところでございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） すみません、1点ですね。投票に行ったときに投票証明書が頂けると思うんですが、筑紫野市は投票所に来ましたよという証明書になっていて、投票しましたという証明ではないんじゃないかという、投票をやりましたという明記になってないんじゃないかという声が聞こえていたんですが、その辺りどんなふうになっているか確認をさせていただきたいんですけども。

○委員長（前田倫宏君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 本市のほうで、おっしゃいますとおり投票所来所証明書という名称にしております。こちらにつきましては、そもそも公職選挙法のほうには証明書の発行については規定がございませんで、各選挙管理委員会の判断に委ねられているということになっております。

投票については、御存じのとおり選挙人の方の自由意思に基づいて行われるものとなつておりますが、これは日本国憲法のほうにもうたわれておりますけども、そこで投票の秘密が保障されているということで、この投票の秘密につきましては、投票に行ったかどうかというところまで含まれるという解釈が有力になっているところがございます。

これを踏まえまして、本市におきましては、発行に関して、こちらについては仕事の合間に来られた方が職場へ提出するとか、といった理由で必要な方がおられるというふうなところもありますが、名称については投票済みということではなくて、来所しましたという来所証明書というふうな名称を使わせていただいているところでございます。

○委員長（前田倫宏君） 吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） ほかの自治体等も、割合というんですかね、そういうふうにやっているところと、投票しましたよというところの割合というのは分かりますか。全国的なところでもいいですし、近隣含めてでもいいです。

○委員長（前田倫宏君） 前田事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（前田英徳君） 近隣につきまして、まず、筑紫地区ですけども、筑紫地区については全市とも交付はいたしております。名称につきましては、筑紫野市と同様に来所証明書としているところが、春日市、大野城市、投票済証という名称を

使っているところが太宰府市と那珂川市というふうになっております。

全国的に、この証明書を交付しているところが、総務省の調べでは6割ぐらいのところが発行しているというふうなところであります。

以上になります。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時31分

再開 午後1時35分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務調査に入ります。

出席職員が入れ替わっておりますので、嵯峨部長のほうから職員の紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） 続きまして危機管理課所管になります。所管事務調査、令和6年度の災害対策用備品及び備蓄品の入替え実績についてということになります。

説明する出席職員を紹介いたします。

危機管理課長の川口でございます。

○危機管理課長（川口 隆君） 川口です。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 危機管理担当係長の永田でございます。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） 永田です。よろしくお願ひします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） では、説明のほうをお願いいたします。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 資料の御説明をさせていただきます。

今回の調査事項であります災害対策用備品及び備蓄品の配備・入替え実績につきまして、まず、機材などの備品を2ページ分、食料などの備蓄品を4ページ分、入替えが必要な備

蓄品を1ページ分と分けて表を作成させていただいております。

まずは、資料の2ページ目を御覧ください。

こちらでは、機材などの備品の内容及び数量の各避難所別数量一覧として、市役所と常松倉庫、一次避難所の各コミュニティセンター、生涯学習センター、福祉避難所のカミーリヤに保管している備品を表で記載させていただいております。また、数字の下段にありますプラスマイナスの数字は、令和5年度より増減があったものでございます。

次に、資料の3ページ目を御覧ください。

こちらでは、二次避難所の各小中学校に保管している備品を表で記載しております。今回の数量は、危機管理課の備品に加え、各施設等で保有している備品等を含めたものとなっておりますことを申し添えます。

次に、資料の4ページから5ページにかけて御覧ください。

こちらでは、食料などの備蓄品の内容及び数量の各避難所別数量一覧として、先ほどと同じく、市役所と常松倉庫、一次避難所の各コミュニティセンター、生涯学習センター、福祉避難所のカミーリヤに保管している備蓄品を表で記載しております。

まず、4ページでは主食、5ページでは副食、菓子類、水、乳児用ミルクを記載しております。

次に、資料の6ページから7ページを御覧ください。

こちらでは、二次避難所の各小中学校に保管している備蓄品を表で記載しております。6ページでは主食、7ページでは菓子類、水を記載しております。

最後に、資料の8ページを御覧ください。

賞味期限のある食料などの備蓄品を表で記載しております。一番上のアルファ米（白米）の個包装は、令和8年度までに賞味期限が来るもの250食、それから、令和12年度末までに期限が来るもの750食の合計3,300食がございます。このように、それぞれの年度末までに賞味期限が来るものを表で記載しております。食料等につきましては、それぞれの賞味期限ごとに更新を図りながら備蓄を行っていくところでございます。

説明については以上です。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明をいただきましたが、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君）　最初のほう。テントとかのところはどこでしたっけ。2ページの

おところです。まず2ページのところなんですけど、コミセンに備えてある部分のことなんですが、人口とはあんまり比例してないような感じがするんですけど、それがどうなのかなというのもありますし、テントと、それから6段目かな、段ボールパーティションのところを見ると、ワンタッチテントも、これ、プライバシーの保護というかそういうことかなと思うんですが、これはそこそこに配分が決まっているようなんだけれども、段ボールパーティションはそうじゃないというのはどうなのかなというところ、2点お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） まず、1点目のコミュニティセンターに配備している備品につきましては、先ほど御説明差し上げましたけれども、これはコミュニティセンターの備品を含めたところでの表になっておりますので、こちらはコミュニティセンターの管理する備品という形になってございます。

それから、段ボールのパーティション、先ほど西村委員言われたように、プライバシーを保護するためのパーティションですが、こちらの数につきましては、全体的に今、5年間で備品の数をそろえていくと、食料品についてもという形なので、それを見ながら、数については品物と食料品とかをバランスを取りながら準備していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 西村委員。

○委員（西村和子君） タオルケットなんかは人口比にはなって……、ほかのもいっぱいそういうところがあるなと思ったんですけど、人口比で備蓄をコミュニティセンターに置いているわけではないんですか。どういう基準で置いているのか。タオルケットは20枚とか多いなという感じなんんですけど、どういうふうに割り振りしているのか、基準はありますか。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 避難者を4,000人と想定しておりますが、その分でどこに何人分という想定は、まだ今のところしてないところでございます。

ただ、食料品は、先ほど言いました5年間で、4,000人の食料を1日に3食で、今後、2日分の6食分をそろえるような想定で、5年間のうちに準備をしていくという計画を立ててやっているところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 備品のほうですね、食糧のほうは計画的にアレルギーのやつも入れ替えられているというのを確認したんですけれども、このコミュニティセンターに備蓄されている物理的な品物なんですが、各コミュニティセンターで管理されているというふうにちょっと僕は取ったんですけれども、マイナスされているところが多いんですね。マット類とか、ブルーシートとか、ランタンとか、これはどこに行ったんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 永田係長。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） 先ほど課長が説明をいたしましたとおり、各コミュニティセンターに置いてある備品につきましては、コミュニティセンターで通常使われるものの数を確認させていただいているもので、総じてマイナスになっているもの——プラスマイナスなんですけれども——はコミュニティセンターで実際使われている部分になりますので、どのような用途で使われてこうなったという部分は、こちらは把握しておりません。

以上です。

こちらの表は、コミュニティセンターがそもそも所有してあるものと危機管理課がコミュニティセンターに置いているものの2種類が一緒になった表になっていますので、市の備蓄品、危機管理課につきましては数量を現在変えておりませんで、去年と今年で備品の数量は変わってないです。そのほかの備蓄品の増減につきましては、コミュニティセンターで実際コミュニティセンター事業の中で使われたりされて数量が増減されている部分がこちらに反映されておりますので、実際のどういった用途で使われているかというところまではコミュニティセンターに確認は取ってないところです。

以上になります。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方は。

城委員。

○委員（城 健二君） 災害対策用備品についてなんですが、この間、防災訓練をやっていて、ドローンが飛んでいたですよね。あのドローンというのは、災害の現状がリアルに分かるというのがありますし、実際行けない部分でああいうところで見られるというのがある中で、これで見るとドローンというのがないんですけど、これは危機管理課とか、違

うところで持っているんですか。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） この間、日曜日に防災訓練で運航をさせていただきましたドローンについては、あれは消防本部のほうのものであります、市の分ではないんですよ。ただ、訓練で実際使ったのを見ていただきましたが、この間の天山の火災では、一部運用されたというふうに聞いております。

○委員長（前田倫宏君） 城委員。

○委員（城 健二君） やっぱりこの間のを見たら、これはすごいなと思っていましたけど、消防が持っているからいいじやんという感じじゃなくて、やっぱり市は市である面持つておいてね、いざというときのためには何台か持っていたがいいんじゃないかなとまず思います。

それとあともう一つ別ですけど、賞味期限が切れた商品というのは廃棄処分にされているのかどうか、ちょっとその辺だけ教えてください。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） ドローンにつきましては、パイロットの育成であるとか、あと、使う場所での制限とかいろいろちょっとありますので、市で持つてそれを活用というのは、また今後検討するべきことかなというふうに思います。

それから、先ほど言いました、いわゆる賞味期限が近くなったものについては、まず市の内部で活用できるところがないかということの問合せをした後、それ以外で残っている分につきましては、例えば社協さんを通じてこども食堂とかに活用していただくというようなことで使わせていただいておるところでございます。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 3点お尋ねします。

2ページで、ハザードマップを見ると、各四つの隣保館も一次避難所になっているんですけども、そこに備蓄品を置いていないのか、また、どういった場合に隣保館は開設されるのかというのが1点。

2点目が、福祉避難所であるカミーリヤの備蓄品がちょっと少ないかなと気になるのが、紙おむつ系がなかったり、段ボールベッドも少ない。万が一障がい者の方が来られたとき

はやっぱりベッドが要ったりするのに、これだけの個数で足りるのかなという心配があります。どのようにカミーリヤの備蓄品の選定というか、これだけあれば大丈夫というのをされているのかというのが 1 点。

最後に、やっぱりトイレが一番皆さん心配だと思います。今、2023年以降、自治体トイレカ一災害時相互派遣に関する協定というのが、各自治体で締結が進んでいまして、2026 年ぐらいまでに最大54自治体が参加するんじゃないかというふうに報道がついていましたけれども、これに対する市の見解。三つお尋ねします。

○委員長（前田倫宏君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時49分

再開 午後 1 時51分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） まず、隣保館についてなんですか、隣保館につきましては、一次避難所に永岡隣保館のほうは指定させていただいておりますが、開ける想定になってないものですから、そこに備品は、隣保館の備品はあるんですけれども、市の備品を置くというふうな形にはなってないというのが 1 点目です。

それから、もう一つが、段ボールベッドについても、今 5 台という形で全てカミーリヤという形になっておりますが、こちらの数については、今後また検証しながら増やしていくらいいなというふうな感じで思っております。

それから、最後のトイレなんですが、トイレの重要性はよく新聞とかでも出てきております。トイレにつきましては、現在、簡易トイレという形での資材を補充するような計画にしておりまして、こちらについては 1 日当たりの排せつ、お一人が 5 回排せつされるとして、先ほど 4,000 人の避難者を想定しているということでしたが、4,000 の方が 5 回されると 2 万回という形になります。今後、5 年間の計画で 2 日分のストックをしていくというふうな計画をしておりますので、足りない分を毎年追加していくという形での、トイレについては、まずは簡易トイレという形での対応のほうを現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありますか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 小さいところで申し訳ないんですけど、2ページ、今のところのページですが、簡易トイレは分かるんですけど、簡易トイレの下のトイレ用袋というのは、これは器材が入っているあれのことなのか。と言うんだったら、台数に対して、箱というのは、これは箱の中に何個が入っているということだろうと思うので、その数があるということですかというお尋ねと、その前後に哺乳瓶もあるんですけど、哺乳瓶は使い捨てのものなんですかね。避難所だとちょっとお湯とか消毒が難しいんだろうと思うので、それがどうなのか。ちょっとこれだと読めないので、それが分かるように記載してもらったらどうかというのと、下の紙おむつの大人用というのが意外と少ないんじゃないかなと思うんだけど、これはどういう想定なのか。

それと、最後に、さっきからタオルケットにこだわっているようで悪いんですけど、タオルケットにこだわっているわけじゃないんですが、さっきおっしゃったように、市の備品とコミュニティセンターが用意しているものがコミュニティセンターにはありますよとおっしゃったんだけれど、だとしたら、これは市が幾つ、コミュニティセンターが幾つというふうに分かるように線引きか何かして書いていただくと分かりやすいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） まず、トイレの袋、御質問ありましたが、こちらにつきましては、今言わされたように袋プラス凝固剤の分になります。そして、この個数につきましては、すみません、記載がちょっと足りていませんでしたが、1箱に100個入っている分になりますので、こちらにつきましては、現時点では、この箱数が71.4箱というちょっと半端ですが、その掛ける100という形になります。先ほど私、言いましたように、こちらを2日分に、皆さんのが使われる数になるように5年間で補充していきたいというふうになります。

この袋につきましては、既存の御家庭の中のトイレにもかぶせることができますので、そういう形での使い方をしていただきますので、こちらに書いてあるトイレ台とちょっと数が合わないというところは、そういう活用ができる袋というふうに御理解いただけたらなというふうに思います。

それから、ちょっと前後しますが、この表を、先ほど言わされた市が管理している分とそ

れ以外の分はちょっと分かりづらかったかと思うんですが、そちらについては、表の見ていただき方のほうは研究させていただきたいと思います。

○委員長（前田倫宏君） ほかに……。まだか。哺乳瓶か。

○危機管理課長（川口 隆君） すみません、あと、哺乳瓶については、これは使い捨ての分です。こちらもその表記がなかったので申し訳なかったです。すみません。

○委員（西村和子君） 大人用のおむつも……。

○危機管理課長（川口 隆君） すみません、紙おむつについては係長のほうから。

○委員長（前田倫宏君） 永田係長。

○危機管理担当係長（永田新太郎君） 紙おむつの枚数についてですが、そもそも想定しております人数が、避難者4,000人のうちの40人が要介護3以上、紙おむつが必要な方というのを想定しております。そして、乳幼児につきましては、ゼロ歳、1歳で40人ずつを想定していまして、あと、1日に使う紙おむつの量が子どもと大人で違いますので、大人のほうが想定人数が少ないので枚数が少ないとお答えになります。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑ある方はありませんか。

では、私のほうからいいですかね。

まず、備蓄トイレに関して答弁がございましたけれども、5年間で2日分というふうな答弁がありました。計画的な購入が必要だとは思います。というのは、使用期限も10年ぐらいですかね、あると思うので、一気にがつと買ったところで、また、遺棄、廃棄というか、そういうふうになるのであれですけども、ただ、これ、2日分というのは私は非常に少ないんじゃないかなというふうに思っています。

最低3日分と今言われていますよね。推奨としては、国は7日分用意したほうがいいというふうにおっしゃっていて、というのは、これは今まで阪神・淡路大震災からずっと続いて、トイレのパニックというのは顕著に出てきたわけでありまして、能登半島の地震においてもトイレに対しては非常に関心も高くて、国も何かしらこうしていかなければいけないというふうに思った中での山本委員の質疑だったかと思います。

市の目標は今2日分ということありますけれども、そこはやっぱり私はもう少し目標は高めに設定せんと国との乖離が生じていますので、そこはまだ見直すべきじゃないかなというふうに思ってます。

そうした中で、今、この表がございますけれども、要は市が目標とする値、川口課長の

ほうでも答弁何個かございましたけれども、市はこれだけ5年間で目指していくという答弁の中で、表の中で分かりづらいんですよね。市はどれだけ要るというふうに認識していて、今から一気ではないですけども計画的に購入していきますよという数値が見えれば、私たちもそこは理解も得られる部分があるのかなと思うんですけども、そういった意味で、食料であったりも3日分という、4,000人を想定されているということなので、数的には出てくるかと思います。そういう表を作り直していただきたいなと。今後ですね。今日とは言いませんけれども。

今後はそういうふうにしたほうが、市としても引継ぎもしやすいかと思いますし、そういう計画の中で取り組んでいけるんじゃないかなと。計画的に購入するというところを含めて、ぜひ検討していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

川口課長。

○危機管理課長（川口 隆君） 今、御指摘いただいた表であるとか、目標の数値であるとか、そういうものにつきましては、御参考にさせていただきながら防災のほうに努めさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） すみません、引き続きますけど、一応こちらの総務としては、やはり災害というものをテーマに持っています、これは財政的に厳しいというのであれば、もちろん財政課のほうに私たちも働きかけないかんなというところもあるんですよね。なので、しっかりと市としての目標をまず定めてもらわんと、これは足りると足りていないのかという議論もできないような状況なんですよ。そこはちゃんと設定していただいて、また次のこういった審査のときにはお示ししていただいた上で取り組んでいただけたらいいのかなと思いますので、そこはよろしくお願ひいたします。

質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのためしばらく休憩いたします。再開を2時15分とさせていただきます。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時13分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務調査に入ります。

まず、出席職員が入れ替わりましたので、紹介をしていただいた上で執行部から説明をお願いいたします。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） お疲れさまでございます。企画政策部の宗貞です。

所管事務調査としてシティプランディング事業、それから、人口減少を見据えた市政の課題ということで企画政策課のほうから説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

企画政策課長の中尾でございます。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策課企画政策担当係長の鶴澤でございます。

○企画政策担当係長（鶴澤 宏君） 鶴澤です。よろしくお願ひします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） では、中尾課長から説明よろしいですかね。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、説明をさせていただきます。

資料につきましては、8番目のちくしのシティプランディング事業と記したものでございます。

まず、1点目、事業の目的でございます。

本事業は、各種アンケート等の調査、市民や地域、関係団体等から成るワークショップを通して、市が有する魅力や資源を分析し、再発見した上で、プランディングのコンセプト、そして、アクションプランとして取りまとめることによってシティプランディングを推進していきたいというものです。

次に、2点目でございます。事業のスケジュールでございます。

令和7年度予算の成立後でございますが、県費補助金の申請手続、そして、公募型プロポーザルによる委託事業者の選定を終えまして、7月上旬に契約を締結させていただいたというところでございます。その後でございますが、関係団体との顔合わせ、趣旨説明等を行いながら、統計データ、そして、外部データを用いた調査を開始しているところでございます。

次に、9月中旬から10月上旬の実施に向けてでございますが、市民意識調査、そして、

市外在住者の調査、グループインタビューのインタビュー調査の準備等を今進めさせていただいているところでございます。具体的には、グループインタビューに御参加をいただきたい皆様への参加要請、そして、アンケートの設問の調整、また、アンケートにつきましては後ほど御説明申し上げますが、対面調査形式でのアンケートを予定しておりますので、その会場となります商業施設等との調整などを今行っているところでございます。

次に、10月中旬から下旬にかけてでございます。10月中をめどに、このような形で実施する各種調査結果を取りまとめるとともに、11月以降でございますが、市民の皆さん等によるワークショップを開催し、多くの皆さんから筑紫野市の魅力、強み、そういうしたものに関する御意見、アイデアをいただきたいというふうに考えているところでございます。

その後、年明けを予定しておりますが、検討会を開催し、市民の皆さんから寄せられた御意見やアイデアを基にプランディングのコンセプト、そして、アクションプランの取りまとめなどを行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目でございます。各取組の進捗について御報告を申し上げます。

まず、（1）市民アンケートでございます。こちらにつきましては、市民の皆さんのが考える筑紫野市の認知度や魅力、課題などを把握するために、9月の中旬から下旬にかけまして、市の公共施設及び市内の商業施設において対面調査形式によりアンケートを行いたいと考えているものでございます。

次にページをめくっていただきまして、（2）でございます。市外在住者アンケートでございます。市外在住者の筑紫野市への認知度、そして、居住地として求められるまちの姿、こういったものを把握するために、9月の中旬から下旬にかけ、こちらは市外在住の方でございますのでウェブ形式を予定しておりますが、アンケート調査を予定しているところでございます。

次に、3点目でございます。グループインタビュー調査でございます。筑紫野市の認知度や魅力、課題などを把握するため、子育て世代、地域コミュニティ、学生、市内事業者、在勤者、そして、観光関連団体等を対象にグループインタビュー調査というものを実施したいと考えております。現在の進捗といたしましては、8月下旬に学生、具体的には市内4高校の在校生の皆さんを対象にインタビュー調査を行っているところでございます。他の団体につきましては、今、各団体等と協議中でございますが、9月の下旬から10月の上旬にかけて実施をしたいと考えているところでございます。

次に、米印以下でございますが、学生さんを対象としたグループインタビューの要旨、

ポイントをまとめさせていただいております。参加者につきましては、市内4高校の在校生25人の方に御参加をいただいたというものです。

主な内容といたしましては、高校生の皆さんができる筑紫野市の魅力、そして、PR方法、こういったものをテーマとして提案を受けた上で、提案内容、そして、筑紫野市の魅力、課題等に関する懇談を行わせていただいたというものです。

そこで寄せられた主な意見でございますが、表にまとめさせていただいております。筑紫野市の魅力として、高い交通利便性、商業施設・医療機関の充実、アクティビティーともなる豊かな自然、こういったものが魅力としてあるが、その魅力を十分に発信することができていないために認知度の面で課題があるのではないか。このような意見を若い皆さんからいただいているというところでございます。

引き続き、他の関連団体の皆様、そして、市民、市外にお住まいの皆様からのアンケート調査などを進めまして、この取組がよりよいものとなるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　御説明ありがとうございます。

3点お尋ねします。7月初めにシティプランディングの委託契約をしたと思うんですけども、その企業さんは、ほかのまちとかでプランディング事業をされた実績があるのか、あつたらそれをちょっと教えていただきたいのと、2点目、7月に関係団体との顔合わせがあるんですが、関係団体というのがどういう団体になるのかというのが2点目。3点目が、学生さん、高校生25人との中に市長も入られていたかなと思うんですけれども、ほかの子育て世代や地域コミュニティとグループインタビューする中に市長もずっと一緒に入られていく予定なのか、3点お尋ねします。

○委員長（前田倫宏君）　中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君）　まず、1点目、委託事業者でございますけれども、今回プロポーザル審査を行いまして、電通九州を事業者として選定をしているところでございます。当然、提案の中身に他団体での実績等も求めたところでございますけれども、電通九州、例えば大分県であつたり佐賀県、他の自治体でプランディングプロモーションの事

業を請け負った実績がある事業者でございます。

次に、2点目でございますが、関係団体との顔合わせ、どのような団体とという御質問でございますが、この7月の段階で顔合わせを行わせていただきましたのが商工会、そして観光協会の2団体でございます。やはりシティプランディングは、筑紫野市の魅力を発信して、それを観光誘客等につなげていくという側面もございますので、まずはこの2団体がこの取組の核になっていただかなければならぬ団体だと市としても認識をしておりますので、まず、この2団体にお願いをしたというものでございます。

また、当然その他の団体につきましても、グループインタビュー、そして、今後予定しておりますワークショップ等でいろいろと御協力をいただかないといけない場面がございますので、現在もコミュニティの皆様であったり、また子育てのグループ、そういった皆様にお声かけをさせていただいて、協力いただける部分への協力を要請しているところでございます。

次に、3点目でございます。このグループインタビュー等に今後市長が参加をするのかどうかというところなんですかとも、まだ現在、参加の要請をさせていただきまして、何人の方に参加をいただけるかというところもはつきり確定をしておりませんし、そして、もう1点、このグループインタビューを、一般の市民の皆さんより意見を引き出しやすいものとするために、今後につきましては、この議論をうまくリードしてもらえるコーディネーターの配置などもしてまいりたいというふうに考えておりますので、そのように参加者の状況、そして、よりよい会議を進めるための会議の在り方、そういうものを意識しながら総合的に今後の内容については検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） この事業で得られたものというのは、どんなふうに活用していくのでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） この事業で得られたものをどのように活用するのかというところでございますけれども、関係団体の皆さん、そして、市民の皆さんといろいろ議論を重ねながら、令和7年度については、スケジュールの欄に記載をさせていただいてお

りますが、アクションプラン、今後、市、そして、関係団体の皆さんがどのような取組を行っていくべきなのかというアクションプラン、行動計画を策定したいというふうに考えております。

当然そういう計画などをつくっていくことになりますので、そのプランに基づく具体的な取組を令和8年度以降展開することができないか、こういう観点を持って取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 西村委員の質問にちょっと関連しているんですけども、事業というからには成果物が、ちょっと私個人の想像力が乏しいと思うんですけど、具体的にどのような成果物をイメージしておられるんですか。例えば大きなポスターとか、何とかしたら筑紫野市とか、そういうポスターとかをイメージしていいんですか。

○委員長（前田倫宏君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 今年度の成果物につきましては、ちょっと説明を割愛させていただきましたので、申し訳ございません。事業のスケジュールの欄の中に広報啓発物等製作というものを入れさせていただいております。この中で、今回プランディングのコンセプトとアクションプランというものをまとめたいというふうに考えておりますので、市といたしましては、予算の段階では、計画書といいますか、パンフレットのようなものを作成したらどうかということを想定しているところでございます。

ただ、一方で、高校生の皆さんからいただいた御意見の中では、そういう紙媒体のものよりもSNSとウェブ媒体のほうがいいのではないか、そういう御意見もたくさんいただいておりますので、今後さらに御意見をいただく予定の関係団体の皆さんのお意見なども踏まえて、総合的にどういう形で取りまとめるのがいいのかというところを考えてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務調査、人口減少を見据えた市政の課題について説明をお願いいたします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） それでは、続きまして、人口減少を見据えた市政の課題について御説明を申し上げます。

資料につきましては、9番目のファイルとなっております。

まず、1点目、第七次総合計画における人口推計、人口の将来展望、こちらは総合計画に掲載をしているものそのものでございますけれども、転記をさせていただいているところでございます。

この人口推計を行うに当たりましては、グラフの右側に少し表形式でまとめさせていただいている部分でございます。

まち・ひと・しごと創生法に基づく国、県の総合戦略、人口ビジョン、これらを勘案した上で、出生率について、若い世代の結婚、出産に係る希望が実現した場合に想定される希望出生率とされております1.8、さらには、人口を維持するために必要となる人口置換水準である2.07を達成する時期ごとに、ケースの1からケースの3までの推計を行っているものでございます。また、これに加えまして、市の独自推計といたしまして、出生率が2015年から2019年、この5年間の平均値1.588で推移すると仮定した場合の市の独自推計、この合計4パターンでの推計を行っているところでございます。

数値の詳細については、後ほどお読み取りをいただければと考えているところでございますが、2の人口減少を踏まえた課題の欄に記載をしておりますとおり、第七次総合計画策定時に行った人口推計では全国的な傾向と同様に、本市においても人口減少が進むことが見込まれているところでございます。この人口減少と高齢化によるまちづくりの担い手の不足等が、地域経済の縮小、公共サービスの停滞等の課題を招くとともに、それらがさらなる人口減少や地域の活力低下を生む負のスパイラルに陥るものと懸念をされているところでございます。

このような状況の下でございますが、地域の強みを生かし、持続可能なまちづくりの仕組みを構築する役割が自治体には求められておりますので、本市においても、自治体DXの推進等による計画行政と効率経営の推進、中小企業の経営支援、創業雇用の支援等による商工業の推進をはじめまして、第七次総合計画に掲げる28の施策の目指す姿や、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の四つの基本目標に沿って対策を講じることとしているところでございます。

なお、現在、国において地方公共団体間での人口の奪い合いにつながったことなど、こ

これまでの地方創生10年の成果と反省を踏まえて策定をされました地方創生2.0基本構想、これに基づく新たな戦略や取組が検討されており、国の動向を注視しつつ、必要に応じてさらなる対策を検討してまいりたいと考えております。

次のページを御覧いただけますでしょうか。

次のページでございますけれども、本市における地方創生の取組の推進イメージをまとめたものとなっております。こちらについては、筑紫野市の第3期のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載した資料でございます。

総合計画に掲げる28の施策、そして、総合戦略の四つの基本目標を踏まえながら、必要に応じて効果的にデジタル技術を実装し活用することにより、効果的にこの施策を推進することを目指す姿を図式化したイメージ図でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明をいただきましたけれども、質疑のある方はありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君）　御説明ありがとうございました。

何というか、非常に大きくて難しい問題だなというふうに思うんですけど、自らも反省するところではあるんですが、どうしても目の前に示された課題というか、来年度はとか、この第七次総合計画の期間においてはというふうに考えてしまうんですけど、でも、それでは追いつかないような、課題が目まぐるしく変化していく昨今だなというふうに物すごく思うんですね。なので、もう少し激変に耐えるような考え方をしていかないとちょっと追いつかないんじゃないかなという気が、漠然とした言い方ですけど、そういうのを感じて質問させていただきました。

例えば、転入者が減る傾向にあるのではないかと。そうすると出生率も減っていくわけだから、今まで想定していたよりももっと人口は、さっきも説明ありましたけど減っていくんじゃないかと。それに対応できるようなことを考えていかなきやいけないんじゃないかなというふうに思って、さっきも言われましたけど、公共サービスが縮小していくかなきやいけない。

昨日だからもニュースで、県内の町が人口減で入院病床をなくさなきやいけない。そうすると医療スタッフが4分の1になって、日常の診療科目も十分に機能しなくなるというようなことを言われていて、ここら辺はそういうことはないと思うんだけど、何をどう考

えていいのかというのをすごく今混乱しているような状況だと思うので、それを見据えたというか、そこら辺も頭に入れながら、もうちょっと長期のことと考えていかなきやいけないんじゃないかなと思って質問させていただいたんですけど、例えば10年後か20年後にはこういう課題が出てくるんじゃないかなというふうに考えられていることがあれば、ちょっと示していただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（前田倫宏君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 課題でございますが、やはり人の面、物の面、お金の面、全てにおいて様々な課題は出てくるものと認識しております。ただ、私ども今一番実感をしておりますのは、やはりヒト・モノ・カネというふうに言われますけれども、その中でも、今、西村委員の御質問の中にもありましたけれども、人の面がやはり一番大きな課題ではないかと考えているところでございます。

私の所管の事務のお話になりますけれども、例えば公共交通ですね。市としては、公共交通充実のために様々な取組を展開していきたいという意欲はあるんですけども、一方でそれを担う人材がもう今いない。お金を払ってもやってくれる人がいないという状況でございます。恐らく人口減少がさらに進んでいきますと、この状況というのは非常に今以上に深刻になるものと考えております。

ただ、市といたしましては、先ほど私も御説明申し上げましたし、西村委員の御質問の中にもございましたけれども、公共サービスについては、人がいないから単純にやめるということはなかなかできない分野であると考えております。

そのため、今の公共交通の取組、昨日報告をさせていただきましたけれども、例えばAIを用いて運行効率の最適化を図ることで、少ない人員でより高いサービスを目指すことができるような取組、また、資料の中にも記載しておりますけれども、仮に今後市の職員を採用することが難しいという状況が生じても、少ない人員の中でも今の行政サービスの水準を維持できるような自治体業務のデジタル化、DX化、こういう取組にしっかりと取り組んでいかなければならぬと認識をしているところでございます。

やはり社会の環境、様々変わってくることが予想されますけれども、当然無駄な部分については見直しをする必要がありますが、市として必ずやらなければならないもの、これができるないという事態に陥らないような対策というものを市としては取っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切れます。

ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時37分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務調査であります。所管事務調査、高校生医療費について。

執行部入れ替わっておりますので、杉村部長から御紹介の上、説明をお願いいたします。
杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 市民生活部、杉村です。午前中に引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

所管事務調査として高校生医療費について御説明をさせていただきますが、まず、午前中の国保のお答えをさせていただきたいと思います。

先に自己紹介をさせていただきます。

○国保年金課長（山田和成君） 国保年金課長の山田です。よろしくお願ひします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長、宮下です。よろしくお願ひします。

○医療年金担当係長（藤本光信君） 医療年金担当係長、藤本です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） お願いいたします。

宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 午前中の令和6年度国民健康保険事業特別会計の説明の中で質問にお答えしてない点がありましたので、調べてまいりましたので報告いたします。

今、タブレットのほうに資料のページを指定させていただきました。

令和6年度国保事業会計の決算の説明書の中のグラフが載っておりますが、一番下の特定保健指導の実施状況の表の中で、令和6年度の終了者人数、動機づけ支援が86件、積極的支援がゼロ件ということで、前年度より大分数字が下がっているという点についての御

説明です。

この数値は、確定するのが毎年度11月でして、この時点では暫定の数字を載せておりま
すので少ない数字が載っておりました。現在でも未確定ではありますが、見込みの数字を
調べてまいりましたので報告いたします。

終了者人数の動機づけ支援は、資料では86名になってますが、237人になる予定です。
それから、積極的支援はゼロ人になっておりますが、20人を見込んでおります。いずれも
令和5年度と同程度の人数に最終的になる見込みであります。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ありがとうございました。

引き続き、所管事務調査の高校生の医療費について説明をお願いいたします。

山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） それでは、調査事項、高校生医療費についての説明を始
めさせていただきます。

お手元のほうの資料を参照していただきたいと思います。

10番、国保年金、高校生医療費の資料でございます。

この資料の上段の表に、筑紫地区5市における今年10月1日現在での公費負担医療費
に係る医療費助成の拡大状況をまとめしております。5市の中で通院、入院に係る医療費を
高校生世代まで無料化しておりますのは、春日市となっております。次いで太宰府市が通
院に係る医療費の自己負担額を月額1,600円までとし、入院費は無料としております。そ
して、高校生世代の医療費の助成に至っていないのは、本市、大野城市、那珂川市の3市と
なっております。

次に、ページの中段の表ですが、こちらは通院、入院に係る医療費を高校生世代まで助
成した場合の試算をまとめたものとなっております。現状とありますのが、中学生までの
医療費を無料化することにしております令和7年度、今年度の予算額になっております。

次に、A案は、高校生世代の通院に係る医療費の自己負担額を太宰府市と同様に月額
1,600円までとし、入院費は無料としたパターンになっております。

最後に、B案は、春日市と同様に、通院、入院に係る医療費を全て無料化したパターン
となっております。

金額で申し上げますと、現状がベースにありますて、A案にした場合は市独自の追加費
用として7,700万円必要になってこようかと試算しております。そして、高校生の通院、

入院とも無料にした場合は、現状よりも1億2,000万円追加費用が必要というふうな試算をしております。

こちらの基本と拡大という表記がありますけども、基本とありますのは、県の補助対象になる事業に係る予算額です。そして、基本につきましては、県から約2億円の補助がついておりますので、残りの部分を市の単費で現状負担しておる状況です。そして、拡大とありますのは、県の補助対象に乗ってこない事業に係る追加費用と予算額です。こちらは全て市の単費で負担することになっております。

いずれのパターンにおきましても、合計額から約2億円を差し引いた金額が市の単費の目安となっておるところでございます。

なお、医療費の適正化の対策も講じております、まず最初に後発医薬品、ジェネリック医薬品の積極的な活用を促すために、希望シールというのを出生時に保険証を発行する際に医療証と一緒に配布しております。そして、もう一つ、#8000番といいまして、小児救急医療電話相談というものがありますけども、こちらの案内も行って、なるべく医療にかからずに済むものはかからずにできればということで、そういった医療費の適正化の取組を行っているところでございます。

最後になりますけども、子ども医療費の助成の拡充につきましては、自治体間で現状、差が生じておりますので、そうした格差が生じないよう、新たな医療費助成制度の創設を国や県に対して引き続き要望してまいりますとともに、医療費の検証と併せて近隣自治体の動向を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

説明は以上となります。

○委員長（前田倫宏君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明を受けましたけれども、質疑のある方はありますか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 資料を作成していただいてありがとうございます。

もうちょっととかかっちゃうのかなと思っていたんですけど、これでも医療費はかなりかかると国民健康保険税と特会見えていても思うので、本当に大変なことは承知しているんですけども、高校生のお子様を持つ保護者の方からはもちろん、太宰府が横なんですよね、私が住んでいる区域が。そうしたら、どうしても親御さん同士の会話の中でも、この1,600円になっているのももう少し前からですもんね。その状況と、あと、病院の方とかからも、太宰府の人と筑紫野の人と両方来る病院とかがあるので、病院の方からもちょっと

と差が生じていることについてちょっと懸念をいただいたりしているのも事実でございます。

お金がかかることは重々承知しているんですが、ちょうど高校生時代はいろんな補助とかも減ってきたりしているものですから余計そういう声が多くなっているとは思うんですけども、今後検討できればと思うんですが、その辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 今、御意見、御指摘いただきましたけども、確かに隣接する太宰府市は助成が広がっていて、本市はまだ届いてないというところで、近隣同士で格差を感じてあるんだろうというふうに感じております。

そうした中、県内を含めて改めて状況を見てみたら、今、高校生世代まで助成が進んでいる市町村が12市町村、今後また10月以降増えてこようかと思いますけども、12市町村ございます。具体的に申し上げますと、市で言ったら春日市、古賀市、田川市、嘉麻市、うきは市、あと、町村で言ったら、芦屋町、水巻町、鞍手町、大任町、広川町と東峰村、赤村というふうにございます。あと、中学生まで含めた市町村はありますけども、県内全体を見渡したとき、小学生や中学生の負担をまだ一部残している市町村が大半な状況なんですね。

そうした中で、財政的な面とかございますし、あと、一つ傾向としてありますのが、どうもこの助成というのが、人口減少にあえいでいる市町村が、もうこれ以上若手人口の流出があつたら困るというところから、どうも目玉の施策として取り組まれ始めたのかなという感触もございます。そうした中、筑紫地区に関しては幸い人口的な流出というのではなく懸念はまだ近々で生じてくることもありません。

ただ、同じ地区内でも先行して格差が生じているとありますので、本来これは県内と言わず、全国的に本当は一律で子ども医療費は共通の取組としてやってほしいというのが本音でございますけど、そうならないうちは、積極的な要望もしながら、かつ近隣市の動向を見ながら、財政面を検討しながら、慎重に検討、判断を進めてまいりたいと思います。

この場で具体的なお答えとしては、なかなかできかねるところがございますけども、引き続き慎重な検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君）　横尾委員。

○委員（横尾秋洋君）　この表の見方なんだけど、受給者で高校生3,326人というのは、これは通院と入院合わせて3,326人という形でしてあると思うんやけど、それは通院が幾ら、入院がどのくらいという数字は出てこないんですか。

○委員長（前田倫宏君）　山田課長。

○国保年金課長（山田和成君）　受給者という表記でまとめさせてもらっていてちょっと誤解を招いてしまったのは申し訳ないと思っていますけども、これは単純な高校生世代の年頃のお子さんたちの人数になっております。実際、医療を受けた方とか受けない方とかじゃなくてですね。今の例えば高校生だから16、17、18歳の間に筑紫野市内で3,326名のお子さんがいらっしゃって、中学生世代が2,932名いらっしゃってという表記でさせてもらっております。

○委員（横尾秋洋君）　この人たちは、そういう通院とか入院とかいう形でどれだけかかったというデータはないんですか。

○委員長（前田倫宏君）　山田課長。

○国保年金課長（山田和成君）　ちょっとその辺のデータまでは今回準備させてもらっていないので、またどちらかの機会でそういったことを報告させていただければと思います。

○委員長（前田倫宏君）　係長、お願いします。

○医療年金担当係長（藤本光信君）　今回の試算した根拠になるんですけども、あくまでも今いらっしゃる中学生をベースにこの数字を出しております。というのも、高校生の方の医療費の情報が全然私どもにありませんので、今ある中学生世代の方をベースに作成しているところです。だから、今回関しましては、コロナとかインフルエンザとか、無料になったことによって過剰な受診してあるという部分には含まれておりません。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君）　横尾委員。

○委員（横尾秋洋君）　私も中学校のときに大けがして1年半ぐらい入院したもんだから、退院して出てきたら同級生はみんな卒業しておらんでね。その当時、九大に入院したんだけど、10日に1回の支払い、当時毎月3,000円ぐらい1週間に払って、相当親に負担をかけたなということで、あの頃は抗生物質なんていうのはペニシリンとマイクロぐらいしかなくて大変やったんやけど。

今も長期的に入院をしてある中学生とか高校生があって、その医療負担なんていうのはその家庭に相当負担かけているのかなと思うんだけど、それに対して、いや、こういう市の助成とかいろんな形があるからいいんですよと。春日市やつたら幾ら入院してもただですよとか、太宰府やつたらただですよという形になってきとるのかどうか、ちょっとその辺の具体的な話を教えてくれませんか。

○委員長（前田倫宏君） 山田課長。

○国保年金課長（山田和成君） 今、資料の上のほうに表でまとめさせてもらっておりますのが10月以降の内容になっていまして、現時点では、筑紫野市で中学生で入院等なさった場合は、ちょっと自己負担が残っておる状況となっております。

具体的に申し上げますと、こういったチラシがありまして、これは昨年、医師会を通じて地区内の各クリニックさんとか病院さんに啓発チラシで貼ってもらっている分です。お見かけなさった方もいらっしゃると思いますけども、現状では、例えば中学生の場合、通院なさった場合は1医院当たり月額1,200円の自己負担が発生します、上限が。入院の場合は、自己負担がもう今の時点で発生しておりません。

これが、今後はこちらの新しいチラシになっております。また近々お見かけされることもあると思いますけども、今度は中学生は通院も含めて無料化というふうになってまいります。高校生世代だけ引き続き従前の助成の範囲でしかできないんですけども、中学生まではカバーする状態に少し引き上げる状態になっております。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） もちろんこれは市長選挙の市長の公約によって変わってくるでしょうから、もう政治的判断が常に入ってくるんで、皆さん方のほうから、いや、こうですよという形で。先ほど人口の問題もかなりね、あと20年ぐらいで横ばいみたいな感じの報告でしたけど、それ以上下がってくると、出生率は少々横ばいになったとしても結婚する人がだんだん減ってきとるものだから、絶対的な子どもの出生数が少なくなってきたるという形で、やっぱり地域間競争というのが今後ますますひどくなってくるでしょうから、できるだけ筑紫野市に住みたいという形をすれば、あらゆるそういうような助成というのが必要になってくるかなと思うので。庁議の中で話があつとるかもしれんけど、杉村部長にしっかりと頑張ってもらって、筑紫野市のアピールをちゃんとするように。

○委員長（前田倫宏君） 杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） おっしゃるとおりだと思いますので、しっかりとこの辺り、

近隣市町の動向を注視してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

休憩はいいですか。休憩しますか。もう1個行きますか。もう全部行きましょうか。

引き続き所管事務調査……、ごめんなさい、課の入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時54分

再開 午後2時54分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務調査に入ります。

所管の課が入れ替わっておりますので、杉村部長より職員の紹介をお願いいたします。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 所管事務報告をさせていただきます。

外国人に向けた取組について、そして、二日市コミュニティの件を御報告させていただきたいと思います。

出席職員が自己紹介をさせていただきます。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） コミュニティ推進課長の吉田です。よろしくお願いします。

○コミュニティ推進担当係長（梅本裕貴君） コミュニティ推進担当係長の梅本です。よろしくお願いいたします。

○委員長（前田倫宏君） そしたら、説明のほうを吉田課長、お願いいいたします。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） それでは、所管事務調査、本市在住の外国人に向けた取組についてでございます。

資料要求事項に基づき御説明させていただきます。

初めに、本市在住の外国人の国籍・地域ごとの人数について、資料の2ページを御覧ください。

令和7年7月末時点での集計となります。本市ではベトナム国籍の方が一番多く、221人となっております。続いて、中国、韓国が多く、46の国籍・地域の方々が本市に在住しております、合計で995人でございます。永住者をはじめ、就労や留学で在留している方々が多くいらっしゃいます。

次に、3ページを御覧ください。

外国人の情報収集や周知に対する取組についてですが、筑紫野市ホームページにおいて、外国人の方へ必要な情報を提供すべく様々なリンクを張り、関係機関や必要な情報につながるようにしております。

外国人のための相談窓口として以下の窓口を案内しております、下段に記載しております FUOKA OPEN CENTERは、昨年10月17日に開設され、24言語ワンストップで相談受付を行い、関係機関との連携も行っております。外国人からの筑紫野市での窓口以外での御相談等があった際には、こちらを御案内させていただいております。

次に、4ページを御覧ください。

様々な手続を行う際のサポート体制につきましては、コミュニティ推進課において国際化対応ガイドラインを作成し、全庁的に周知を行い、窓口等での対応について情報共有に努めさせていただいております。コミュニケーションの支援や生活支援などについて、庁内で連携を図りまして、外国人からの相談があった際には適切に担当部署や窓口におつなぎできるよう、また必要な情報を提供できるよう、庁内で共通の取組を進めているところでございます。

以上が説明になります。以上でございます。

○委員長（前田倫宏君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。質疑ないですか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） こういう人たちの健康保険とかいう形はどうなっているんですか。病気をなさったときとか、そういったときの対応は。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 基本的には、一定の在留期間がある方は国民健康保険に御加入していただきますので、その保険証を持って医療機関に行きますが、中には外国人さんには、どこの病院に行ったらいいかということで、日本の医療は非常にいろんな診療科別に病院などありますので、そういったところも情報として、どこの病院に行

けばいいのかというところの情報として、インターネット等で検索するとどこの病院に行けばいいのかというのが分かるような、そういった仕組みを設けさせていただいております。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 本当、資料ありがとうございます。思ったより多くの国の方がお見えになっていて、10万6,000人として約1%弱の方が来てくださっているんだなと思つて見ていました。

この来られている方は、日本語の理解度というのは、大体分かられる方が多いんですね。例えば、市役所でどうしてもその国の言葉で対応、サポートをしてあげなきやいけないような方とかはいらっしゃるんですかね。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 大半の方は付添いの方が来られたりして、なかなか日本語が難しい方につきましては、通訳といいますかね、筑紫野市のほうに在住されている方が一緒に付添いで来られますので、言葉の部分であまり大きなそういった障害というのはなさそうです。

また、いろいろなアンケート調査も取られていますけども、言語による困り事というのはあまりないというのがアンケート調査でも分かっているところでございます。

○委員長（前田倫宏君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この表から見ると、日本人と結婚して日本国籍を持った人はこの中には含まれてないんですね。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） 永住者と、あと、移住者の配偶者、あと、家族滞在というところでは、この中に入っているということになります。

○委員（横尾秋洋君） 結婚している人は、日本国籍を持っている方。

○委員長（前田倫宏君） 日本国籍の。

○市民生活部長（杉村真子君） 日本国籍の人はいらっしゃらない。外国籍の方は載っています。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君） そうですね。外国籍だけになりますね。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 質問ではなくて、よくやってもらっているなというふうに思っていることがあるので御報告というか。

今日、チラシをレターBOXに入れてもらっているんですけど、アフガニスタンからの難民の一家がいらっしゃるんですが、子どもさんの保育所の入所ですとか、一番最初、県営住宅に入るときには県の職員が専門の通訳の方を連れてこられたそうです。それきちんと適合するということが分かって入居できるようになったんだそうですけど、その後は、学校に行くお子さんたちがいち早く日本語を習得されるので、中学生ぐらいになると親のサポートをするということで、親御さんが一番日本語の習得が遅れるんですけど、そこは窓口でごく丁寧に対応していただいていることも政策課のところでは、説明するのに、スマホがありますよね、あれでこうやってやっているんですよ。だけど、本当にこれが合っているかどうか分からぬんですよとか笑いながら言ったりしたんですけど、すごく丁寧にしていただいている、親身に対応していただいているというのを聞いて、日本は非常に住みやすいところだというふうに思っている、永住したいというふうに、そこまで言ってもらっているので、本当に日本人と変わらない支援がきちんと、人権意識、私たちの市の活動としてされているので、一例ですけれど、そういうのを体感していますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

吉村副委員長。

○副委員長（吉村陽一君） いろいろ取組していただいていると思うんですけども、この表にもあるように本当に多くの国々の方々が筑紫野市に住まわれているんだなというところで、最近、外国人排外主義的な動きであるとか、そういったものが社会の中で取り沙汰されている面があると思うんですけども、筑紫地区の中でも、そういった動きを受けて、例えば韓流の雑誌を破り捨てて、それを意図的に分かるような形で置いている、中国のそういうものを置いているというヘイト的なものというか、そういったものも今まで随分報告がなかったんですけども、そういった動きの中の影響なのか、そういったものが見られてきているというふうに感じています。

もちろんお互いが地域の中で問題なく過ごしていけるというのが大前提だとは思うんですけども、特に若い人たちとか、そういった人たちというのはSNSからの情報だけが入ってきたりとか、外国人に対する一方的な見方だったりとか、そういったものが市内に住まわれている外国人の方とそういった市民を分断するような形にならないように、地域

の中で住まわれている外国人だったりとか地域の人たちがつながっていけるということがお互いのことを理解する前提になるのかなというふうに思いますので、幅広い意味で、コミュニケーション推進課のほうで外国人の方に対するサポートであるとか、地域と外国人をつなぐ役割というのを進めていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（前田倫宏君）　吉田課長。

○コミュニケーション推進課長（吉田浩隆君）　貴重な御意見ありがとうございます。確かに、外国人に対する調査というのが国のはうでも行われていて、その中で今、非常に日本は住みやすいということで満足している理由は、先ほど言われた住環境がいいということと、日本の文化とか習慣が合うから、また、治安がいいからという理由があるんですが、一方で、満足していないところでは、給与が安い、物価が高い、そして、外国人に対する差別というのも確かにあっております。この辺りは地域と一緒にになって、お互いの文化を理解しながらお互いを思いやるという気持ちが大切ですし、できましたら、今、外国人の方は非常に日本にも増えてきておりますので、ぜひ地域の方との関わりというか、つながりを持って、何か有事の際でも一緒に協力できるような関係が築けたらいいんじゃないかなというふうに私も思いますので、また今後、コミュニケーション活動の中でもそういった視点も大事にしていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君）　山本委員。

○委員（山本加奈子君）　ありがとうございます。

最後に、令和7年5月に作っていただいている筑紫野市国際化対応ガイドラインというのは知らなかつたんですけど、ホームページとかにもアップされてないですよね。もし可能であればホームページにアップされて、各コミセンとかにも置いてあるのかなとか、多くの人が、こんなふうにちゃんとサポート体制があって、ごみの出し方とかもちろんここで徹底されているとか分かれば、さっき副委員長が言われたようなものも、もしかしたら少しづつ解消されていくのかなとも思いますので、その辺いかがでしょうか。

○委員長（前田倫宏君）　吉田課長。

○コミュニケーション推進課長（吉田浩隆君）　こちらのガイドラインにつきましては、府内で職員がこういう方針でいきましょうという共通認識を持つためのガイドラインになっておりますので、市民の方々ですとか外国人の方に直接という内容ではございません。基本的

にはホームページのほうで発信されますので、筑紫野市、外国人、相談というようなことで検索すると一番最初にぽんと来ますので、そこから入っていくと、いろんなごみの出し方であるとか、そういったものの情報がどなたでも見られるような状態になっておるというところです。

○委員長（前田倫宏君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） コミュニティセンターの人たちも御存じ、これは持っているということでおいいんですよね。

○委員長（前田倫宏君） 吉田課長。

○コミュニケーション推進課長（吉田浩隆君） 職員で共有していますので、そのとおりでございます。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

引き続き、所管事務報告に移りたいと思います。

二日市コミュニティ分割に伴う活動拠点の整備について、吉田課長より説明をお願いいたします。

吉田課長。

○コミュニケーション推進課長（吉田浩隆君） それでは、所管事務報告、二日市コミュニティ分割に伴う活動拠点の整備について御説明させていただきます。

まずは資料の2ページ目のコミュニティセンター整備スケジュール（案）という資料を御覧ください。

こちらの資料は、令和6年9月議会の当委員会でお示ししました資料になります。二日市小学校区、二日市北小学校区、天拝小学校区ごとにコミュニティセンターの整備スケジュール（案）ということでお示しをさせていただきました。

今、一番上の二日市小学校区につきましては、今現在、設計業務というところで、こちらの予定どおりに今進めさせていただいているという状況になります。

赤のラインで縦に令和7年度、令和8年度の間に線が入っておりますが、3コミュニケーションそれぞれの小学校区でコミュニティ運営協議会が設立見込みということで、こちらに赤い線を引かせていただいております。

現在、二日市コミュニケーション運営協議会のほうで、令和8年3月末、令和7年度末をもつ

て、現在の二日市コミュニティ運営協議会を解散するという方針の下、今現在準備が進められているというところでございます。

また、それと同時にそれぞれの小学校区ごとのコミュニティ運営協議会設立準備委員会を立ち上げておりますて、そちらのほうでも設立に向けた準備が今進められているという状況でございます。

そういう中で、今、二日市小学校区の二日市コミュニティセンターの建設に向けた設計業務を行っておりますが、二日市北小学校区と天拝小学校区のコミュニティセンターの整備の今現在の進捗の状況でございますが、まず、二日市北小学校区につきましては、これまで二日市小学校区の準備委員会のほうからもいろいろと御意見をいただきながら、二日市北コミュニティセンターの建設場所については、二日市北小学校のすぐ横の県が所有しております教職員住宅跡地、あちらがいいのではないかということで地域のほうからの御要望は伺っているところでございます。それに伴いまして、市といたしましても、現在、県のほうとその用地取得に向けて協議のほうを進めているという状況になります。

次に、天拝小学校区につきましてですが、建設適地がないため、現在のところは未定でございますが、当初、今このスケジュールにもお示ししておりますが、来年4月に三つのコミュニティ運営協議会が立ち上がる予定でございます。新しい二日市コミュニティセンターが立ち上がるまでは、現在の二日市コミュニティセンターの中で、この三つのコミュニティ運営協議会が活動拠点として一緒に一つのコミュニティセンターの中に事務所を構えるというような形で今、話をさせていただいているところでございます。

新しい二日市コミュニティセンターが完成した時点で、この三つのコミュニティ運営協議会が新しいコミュニティセンターのほうに移るというような話をしておりましたが、天拝小学校区のほうから、コミュニティセンターの建設適地がちょっとないということで、まだセンターの建設のめどが立ってないというところで、新しい二日市コミュニティセンターに移るのではなくて、天拝小学校区の中で、活動拠点を構えたいと、事務所を構えたいという意向が出されてきましたので、それをもちまして、市といたしましてもどこかに活動拠点となる場所を一緒に検討しましょうということで、現在、準備委員会の御意見を聞きながら検討を進めているという状況になっております。

現在のところ、今、昨年9月にお示ししましたこのスケジュール（案）ですね、このスケジュールにのっとって今進めているというところでございますので、天拝小学校区については、未定なところが、不確定な要素がちょっと多いんですけども、二日市と二日市北

については、おおむねこのスケジュールで進んでいるのではないかなどというふうに考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（前田倫宏君）　ただいま執行部から説明はありましたけれども、質疑のある方はありませんか。

私、一ついいですか。

天拝小校区内はまだ検討は今からなされているというふうな状況だと思うんですけれども、例えば今、そもそも天拝小学校、学校の施設ですね、その中に物理的に新たな公共施設としてコミュニティセンターの建設というのは、可能なのは可能なんですか。

吉田課長。

○コミュニティ推進課長（吉田浩隆君）　学校の中に、今の学校の校舎と別にコミュニティセンターを建設するというのは、今の学校の敷地面積等を考えるとちょっと難しいのではないかなどというふうに考えております。

しかしながら、今、天拝小校区のコミュニティ運営協議会設立準備委員会の中では、学校の中にそういった活動拠点、事務所となる場所を設けてはどうだろうかというお考えがあるようですので、そちらについては、市のほうも、コミュニティ推進課としても今検討させていただいているという状況であります。

天拝小学校の中に、もともと地域交流室といいますか、多目的室というのがあります、そもそも建設時に地域の方がそこを活用するという趣旨でつくられた部屋があります。ですので、そこを検討の第一として考えておったんですけども、どうしても子どもとの動線という部分で言うと、不特定多数の方が来る場所というところと子どもの動線というのは分けたほうがいいのではないか、児童の安全を考えるとですね。その辺もありますので、その辺も踏まえて、今現在、天拝小学校の中ではありますけども、子どもの動線と分けられる仕組みといいますか、そういったものを考えたところで活動拠点の場所を検討していくところでございます。

以上でございます。

○委員長（前田倫宏君）　分かりました。よろしいですか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君）　今、課長がおっしゃったように、両方意見を私も聞くんですけども、心配されている人は、子どもが万が一の危険な目に、大人がいることによって安

全な面もあれば、人によっては危ない場合もあるので、その安全性の確保がやっぱり心配だと。もし何か犯罪的なものに子どもが遭った場合に、一生心に傷が残ってしまうからですね。本当、その動線と安全確保をちょっと優先した検討をしていただけたらなと思います。

以上です。

○委員長（前田倫宏君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 質疑を打ち切ります。

ありがとうございました。進捗に遅れるとかあれば、都度報告していただいて、お願ひいたします。

しばらく休憩いたします。再開を3時半からといたします。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時30分

○委員長（前田倫宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務市民常任委員会の行政視察の実施の件を議題といたします。

委員会では、所管事務に係る調査研究のため、閉会中に委員会の行政視察を実施したいと思います。

視察地と目的は、愛知県刈谷市、防災への取組について、三重県名張市、住民主体のまちづくりについて、大阪府箕面市、シティプロモーションの取組について。

視察日は、令和7年10月22日水曜日から10月24日金曜日までの3日間で、視察者は、委員7名、随行として執行部1名、事務局1名の計9名。

視察に伴う経費は予算の範囲内。

以上の内容で議長へ委員派遣承認要求を行うこととし、その他委員派遣に伴う諸手続については、正副委員長に御一任願いたいと思います。

なお、相手方の都合等により日程、視察先を変更する必要が生じた場合の手続についても、正副委員長に御一任を願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田倫宏君） 御異議なしと認めます。よって、本委員会は閉会中に行政視察

を実施することに決定いたしました。

なお、委員会が終わり次第、行政視察の質問事項について引き続き協議を行いたいと思
います。

これで本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして総務市民常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後3時32分